

はち おう じ し しょう がい しゃ けい かく
八 王 子 市 障 害 者 計 画

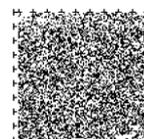
だい き しょう がい ふく し けい かく
第 6 期 障 害 福 祉 計 画

だい き しょう がい じ ふく し けい かく
第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画

れいわ ねんど ねんど
令和3～5年度（2021～2023年度）

れいわ ねん ねん がつ
令和3年（2021年）3月

はち おう じ し
八 王 子 市



ちいきしゃかい ささ 地域社会でともに支えあうしくみづくりのために

ほんし どうきょうとないはつ ちゅうかくし どうきょうと いじょう
本市は、東京都内初の中核市として、東京都から移譲
れた事務権限を活かし、身体障害者手帳の発行や障害
福祉サービス等事業者の指定及び指導・監査など、本市の
実情に即した様々な施策を展開しています。平成31年
(2019年)4月からは、新たに障害児通所支援事業所
の指定及び指導・監査の権限が移譲され、令和2年(20
20年)10月からは、いち早く身体障害者手帳のカード
様式を導入するなど、市民サービスの向上に努めてまい
りました。



ほんし しょうがいしゃすう ぞうかけこう しょうがい じゅうどか こうれいか ともな
本市における障害者数は増加傾向にあり、障害の重度化や高齢化に伴い、二
ーズも多様化してきています。こうした状況を踏まえ、計画の基本目標である
「全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した
自立生活ができるまちづくり」を進めるため、様々な施策を推進してまいります。

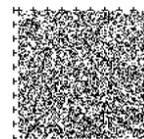
ほんけいかく あんしん く とともに まな はたら しゃかいさんか
本計画では、「安心して暮らせるまちづくり」「ともに学び、働き、社会参加す
るために」「ともに支えあうために」の3つの基本方針を柱に、障害者が地域で
自立した生活ができるよう、障害児支援の充実や重度・重複障害者が利用でき
る障害者施設の整備促進、障害者を支えるネットワークづくりなどを主要な
取り組みと位置づけ、重点的に取り組むことといたしました。

しんがた かんせんしやう かくだい わたしたち せいかつ けいざい こよう おお
新型コロナウイルス感染症の拡大により、私達の生活や経済、雇用にも大きな
影響が及んでいます。新しい生活様式に対応しつつ、今後とも本市が地域でと
もに支え合うまちとなるよう、関係者の皆様とともに本計画の推進に全力で取り
組んでまいりますので、引き続き本市の障害福祉施策に御協力を賜りますよう
お願い申し上げます。

むす ほんけいかく さくていがかいいん みなさま ちやうさ
結びに、本計画の策定部会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック
コメントに御協力いただいた市民の皆様、心より御礼申し上げます。

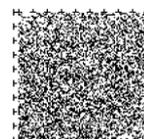
れいわ ねん ねん がつ
令和3年(2021年)3月

いしもり たかゆき
八王子市長 石森考志



もく じ 目 次

だい しょう けいかくさくてい	第1章 計画策定にあたって	1
1	けいかくさくてい はいけいおよ もくてき 計画策定の背景及び目的	2
2	けいかく い ち 計画の位置づけ	5
3	けいかく き かん 計画の期間	6
4	けいかく さくていたいせい 計画の策定体制	6
5	けいかく すいしん 計画の推進	7
だい しょう しょうがいしゃ と ま げんじょう	第2章 障害者を取り巻く現状	10
1	しょうがいしゃすう すい 障害者数の推移	11
2	しょうがいしゃ きょういくかんきょう しゅうろうじょうきょう 障害者の教育環境・就労状況	15
だい しょう きほんもくひょう きほんほうしん しさく たいけい	第3章 基本目標・基本方針・施策の体系	22
1	きほんもくひょう 基本目標	23
2	きほんほうしん 基本方針	23
3	しさく たいけい 施策の体系	26
だい しょう しさく てんかい しょうがいしゃけいかく	第4章 施策の展開（障害者計画）	31
1	しゅよう とりくみ 主要な取組	32
2	しょうがいしゃけいかく 障害者計画について	35
1.	あんしん く 安心して暮らせるまちづくり	35
2.	まな はたら しゃかいさんか ともに学び、働き、社会参加するために	54
3.	ささ ともに支えあうために	71



だい しょう ていきょう
第5章 サービス提供について

しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
(障害福祉計画・障害児福祉計画) 81

1 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
障害福祉計画・障害児福祉計画について 82

2 けいかく きほんりねん さだめ じこう
計画の基本理念と定める事項 82

3 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
障害福祉計画・障害児福祉計画 83

1. れいわ ねんど (2023年度) の成果目標・活動指標の設定 83

2. しょうがいふくし サービス等 98

3. ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業 117

4. しょうがいじしえん
障害児支援 132

5. しせつ せいびもくひょう
施設の整備目標 139

4 けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか
計画の達成状況の点検及び評価 140

しりょうへん
資料編 143

しりょう 1 ようごかいせつ
資料1 用語解説 144

しりょう 2 しょうがいしゃさべつかいしょうほう
資料2 障害者差別解消法のポイント 155

しりょう 3 しょう ひと ひと とも あんしん く はちおうじ じょうれい
資料3 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 156

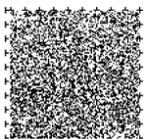
しりょう 4 はちおうじししゃかいふくしきょうぎかいじょうれい
資料4 八王子市社会福祉協議会条例 163

しりょう 5 さくていぶかいいいんめいぼ
資料5 策定部会委員名簿 168

しりょう 6 さくていぶかいいかいさいけいか
資料6 策定部会開催経過 170

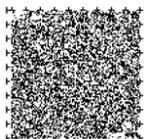
ほんけいかく われき しょう れいわ ねんいこう かひょう さんしょう
本計画では和暦を使用しています。令和2年以降については、下表をご参照ください。

われき 和暦	へいせい ねん 平成31年 れいわがねん 令和元年	れいわ ねん 令和2年	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	れいわ ねん 令和6年
せいれき 西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年



だい しょう
第 1 章

けいかくさくてい
計画策定にあたって



1

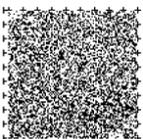
けいかくさくてい はいけいおよ もくてき
計画策定の背景及び目的

はちおうじし へいせい ねん (2000年) がつ に「はちおうじししょうがいしゃけいかく」を、へいせい ねん (2006年) がつ に「はちおうじししょうがいふくしけいかく へいせい ねん (平成18～20年度)〔2006～2008年度〕」をそれぞれ策定してから、時代の变化や障害者(注)のニーズに的確に対応するため、両計画の見直しを重ねてまいりました。平成30年度(2018年度)には「はちおうじししょうがいしゃけいかく だい 5 期 しょうがいふくしけいかく」の策定に併せて、児童福祉法の一部改正に伴い、新たに「障害児福祉計画」を策定し、この3つの計画に基づいて障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など各種の施策を推進してきました。

この間、国においても障害者に関連する法律や制度は、大きく進展しました。

くに だい 4 期 しょうがいふくしけいかく へいせい ねん (平成27～29年度〔2015～2017年度〕)の基本指針において、「地域生活支援拠点等について、平成29年度(2017年度)末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」と示されたことを受け、本市は地域の社会資源を活かして、障害者の日常生活を支援するためのネットワークづくりを行い、全国的に見ても、いち早く地域生活支援拠点の面的整備を行いました。平成28年度(2016年度)からは、そのネットワークを活用して、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を本格的に実施しています。

また、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、平成30年(2018年)10月には東京都が「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(差別解消条例)」を施行するなど、障害者の権利擁護が全国的な取組となってきました。しかしながら、依然として障害者への虐待や差別が存在しており、障害理解の推進が求められています。本市は既に平成24年(2012年)4月に「障害のある人も



ない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例(差別禁止条例)」を施行しては
 すが、さらなる取組の推進のため、条例改正を行い、市及び事業所における合理的
 な配慮の義務化や市内の児童への障害理解教育等に取り組んできました。

加えて、本市が平成27年(2015年)4月に中核市に移行してからは、身体
 障害者手帳の審査事務や、障害福祉サービスを行う事業所の指定及び指導・監査を
 行うなど、多くの事務権限を自らの裁量と判断で活用し、市民サービスの向上に
 努めています。

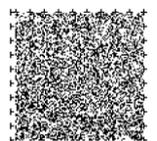
このように、本市では様々な施策を推進してきましたが、本市における障害者数
 は増加傾向にあり、高齢化や重度化も進んでいることから、障害者が地域で安心して
 暮らす事ができるようにするためには、必要なサービス量の確保と適切な支援のさ
 らなる実施が求められています。

そのため、今後もこうした各種の取組を進めつつ、より時代とニーズに即した
 障害者施策を推進していかなければなりません。

こうした中、令和2年度(2020年度)からは医療的ケアが必要な重症心身
 障害児(者)の家族の負担軽減のため、八王子市重症心身障害児(者)等在宅レス
 パイト事業を開始するなど、ニーズに即した取組を進めています。

本市では、これらの動向を踏まえ、令和3年度(2021年度)にスタートする新
 たな計画を策定すべく、令和2年(2020年)5月に障害当事者、障害者団体代表、
 市民公募委員などで構成する「計画策定部会」を発足し、障害者計画・障害福祉計画・
 障害児福祉計画を見直し、新たな計画を策定しました。

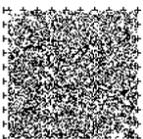
これらの計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」に
 おける6つの都市像の一つ、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を
 基本理念に、障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民とともに支えあ



いながら^す住み慣れた^な地域^{ちいき}で活き活きと暮らす^いため、「自立支援^{じりつしえん}の充実^{じゅうじつ}」「社会参加^{しゃかいさんか}の促進^{そくしん}」を^{はか}図るしくみづくりとして^{さくてい}策定する^{さくてい}ものです。

なお、本計画^{ほんけいかく}期間^{きかん}においては、新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしゅう}感染症^{たいさく}の対策^{あわ}を併せて^{おこな}行っていきます。

(注) 八王子市^{ちゅう}障害者^{はちおうじししょうがいしゃ}計画^{けいかく}・障害^{しょうがい}福祉^{ふく}計画^{けいかく}・障害^{しょうがい}児福祉^{いふく}計画^{けいかく}において、「障害者^{しょうがいしゃ}」とは18歳^{さい}未満^{まん}の障害^{しょうがい}児^いを含む^{ふく}、身体^{しんたい}障害^{しょうがい}者^{しゃ}、知的^{ちてき}障害^{しょうがい}者^{しゃ}、精神^{せいしん}障害^{しょうがい}者^{しゃ}、難^{なん}病^{びょう}患者^{かんじや}等^{とう}を指^さします。

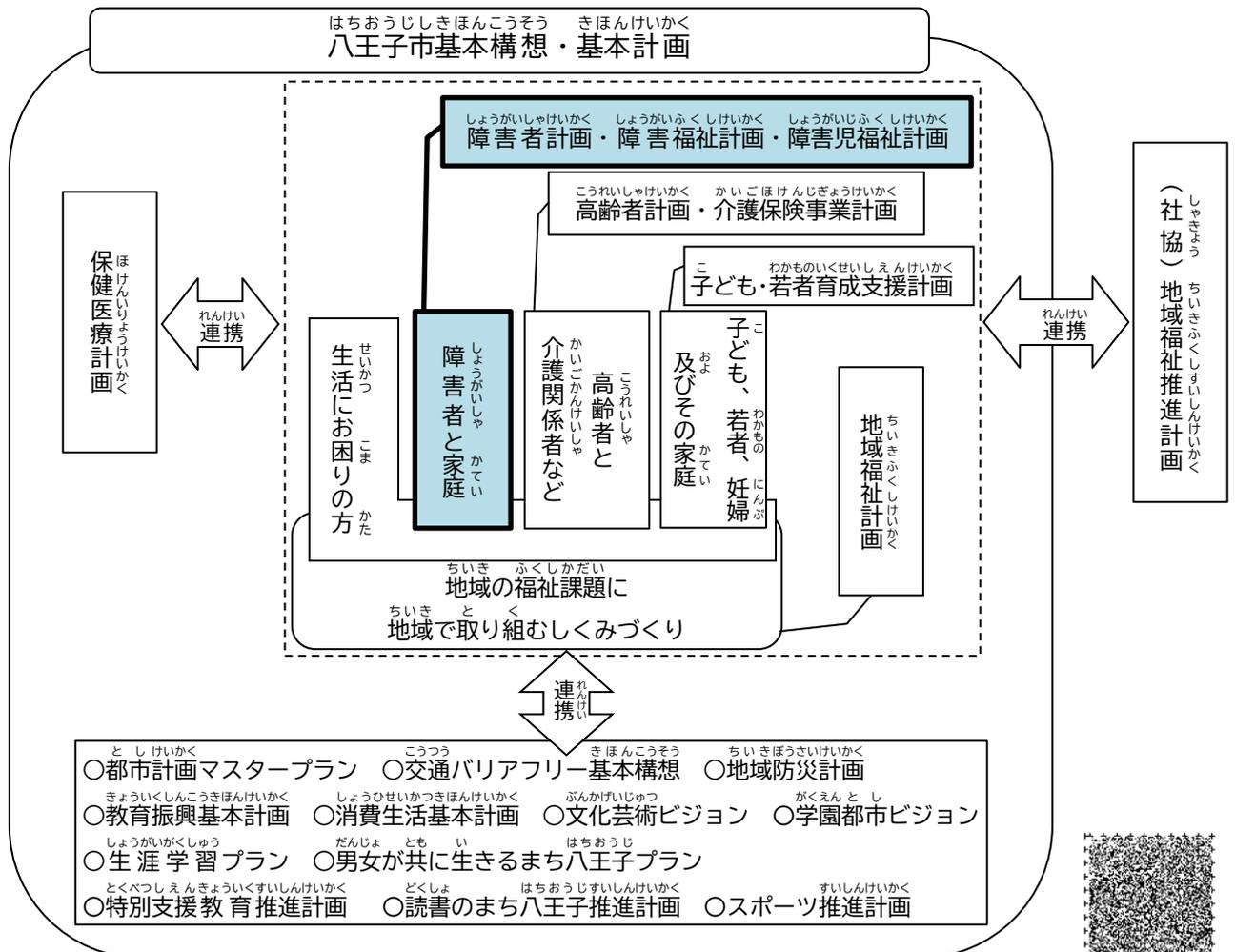


(1) 法的な位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、八王子市の障害者施策の基本となるものです。また障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、それぞれ障害者と障害児の生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めた実施計画として策定します。

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、「八王子市基本構想・基本計画（八王子ビジョン2022）」を上位計画とする「八王子市地域福祉計画」の分野別計画として、他の関連計画との関係にも留意して策定します。



3

けいかく きかん
計画の期間

ほんけいかく れいわ ねんど
本計画は、令和3～5年度（2021～2023年度）の3年間を期間とします。

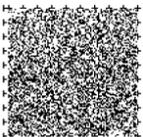
へいせい ねんど 平成30年度	へいせい ねんど 平成31年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度	ねんど 2021年度	ねんど 2022年度	ねんど 2023年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度
はちおうじしきほんこうそう きほんけいかく 八王子市基本構想・基本計画								
だい きちいきふくしけいかく 第3期地域福祉計画								
しょうがいしゃけいかく 障害者計画・ だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画・ しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画		しょうがいしゃけいかく 障害者計画・ だい きしょうがいふくしけいかく 第6期障害福祉計画・ だい きしょうがいじふくしけいかく 第2期障害児福祉計画						
こうれいしゃけいかく 高齢者計画・ だい きかいごほけんじぎょうけいかく 第7期介護保険事業計画		こうれいしゃけいかく 高齢者計画・ だい きかいごほけんじぎょうけいかく 第8期介護保険事業計画						
だい じ こ いくせい 第3次子ども育成 けいかく 計画		こ わかものいくせいしえんけいかく 子ども・若者育成支援計画						

4

けいかく さくていたいせい
計画の策定体制

ほんけいかく さくてい はちおうじししゃかいふくししんぎかい しょうがいしゃふくしせんもんぶんかかい
本計画の策定にあたって、八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に
「けいかくさくていぶかい せっち けいかく ないよう こんご しょうがいしゃしやく きょうぎ おこな
「計画策定部会」を設置し、計画の内容や今後の障害者施策についての協議を行
ました。策定部会には、しょうがいとうじしゃ がくしきけいけんしゃ しょうがいしゃふくし ちいきふくしかんけいしゃ
障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に
くわ こうほしみん がっこうかんけいしゃ ちいき しょうこうかんけい だいひょう はばひろ しみん かんけいしゃ
加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者
が参加して、ちいきぜんたい しょうがいしゃ ささ たいせい め ぞ
地域全体で障害者を支える体制づくりを目指しました。

また、けいかくさくてい しょうがい かた せいかつじつたい はあく
計画策定にあたって、障害のある方の生活実態やニーズなどを把握するた
めに、はちおうじししょうがいしゃちょうさ じっし ちょうさけっか さくていぶかい ぎろん い
「八王子市障害者調査」を実施しました。調査結果は、策定部会での議論に活
されるとともに、ひつよう おう けいかく ないよう はんえい
必要に応じて計画の内容に反映されています。



(1) 中核市としての計画の推進

八王子市では、基本構想・基本計画（八王子ビジョン2022）及び八王子市地域福祉計画に基づき、他の関連計画との整合性にも留意しながら、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画を推進してきました。

特に、平成27年（2015年）4月の中核市移行後は、移譲された権限を活用して、様々な施策に取り組んでいます。

① 身体障害者手帳の認定事務

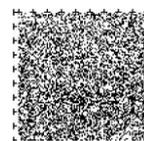
身体障害者手帳の認定事務については、中核市移行前は東京都が審査し、交付していましたが、八王子市が一括して行えるようになったため、申請から交付までの期間を1か月半程度から2週間程度まで短縮することが可能となり、これにより様々なサービスが早く受けられるようになるなど、市民サービスの向上につながっています。

② 障害福祉サービス等事業者の指定及び指導・監査事務

中核市移行前は東京都が実施していた障害福祉サービス等事業者の指定及び指導・監査についても、八王子市が一括して行えるようになったため、障害者の権利擁護や雇用促進等の基準を市独自で設定し、また、事業者の指定から指導・監査などにおいて、一貫してきめの細かい対応が可能となったことで、よりサービスの質の確保に取り組むことができるようになりました。

③ 障害児通所支援事業者の指定及び指導・監査事務

さらに、平成31年（2019年）4月に、新たに中核市に児童通所施設事業者の指定及び指導・監査の権限が移譲されました。これにより、障害福祉サービス等事業者と同様に、放課後等デイサービスなどについても、一貫してきめ細かい対応ができるようになりました。



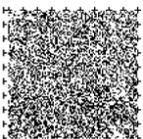
本市は、これらの状況を踏まえ、中核市としての権限を活かし、また、中核市としての役割を十分認識したうえで、障害者が地域で主体的な生活を送れるよう、重症心身障害児（者）や医療的ケア児へのより積極的な支援や、障害者の日常生活及び社会生活を支える福祉サービスの質の向上等を主要な取組として位置づけた今回の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を推進していきます。

(2) 計画の推進における進行管理

本計画の推進に当たっては、障害当事者や障害者福祉・地域福祉関係者などで構成される「八王子市障害者地域自立支援協議会（注）」の場で進捗状況を報告し、参加者の意見を踏まえて進行管理を行います。また、社会情勢の変化などに伴い、必要に応じて柔軟に見直しを図っていきます。

(注) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき、だれもが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯全ての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、八王子市障害者地域自立支援協議会を設置する。

（八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱第1条より抜粋）



八王子市におけるSDGsの取組



SDGs（持続可能な開発目標〔Sustainable Development Goals:SDGs〕）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

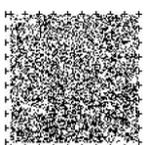
このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年（2016年）に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」が、SDGsに掲げる持続可能な社会の実現と方向性が同一であるため、基本計画に定めた49の施策を着実に実行することで、17のゴールの達成へ貢献していきます。

本計画において、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深いものは、「3」「4」「5」「8」「10」「11」「16」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



だい しょう
第 2 章

しょうがいしゃ と ま げんじょう
障害者を取り巻く現状



1

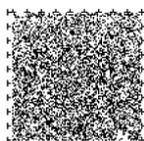
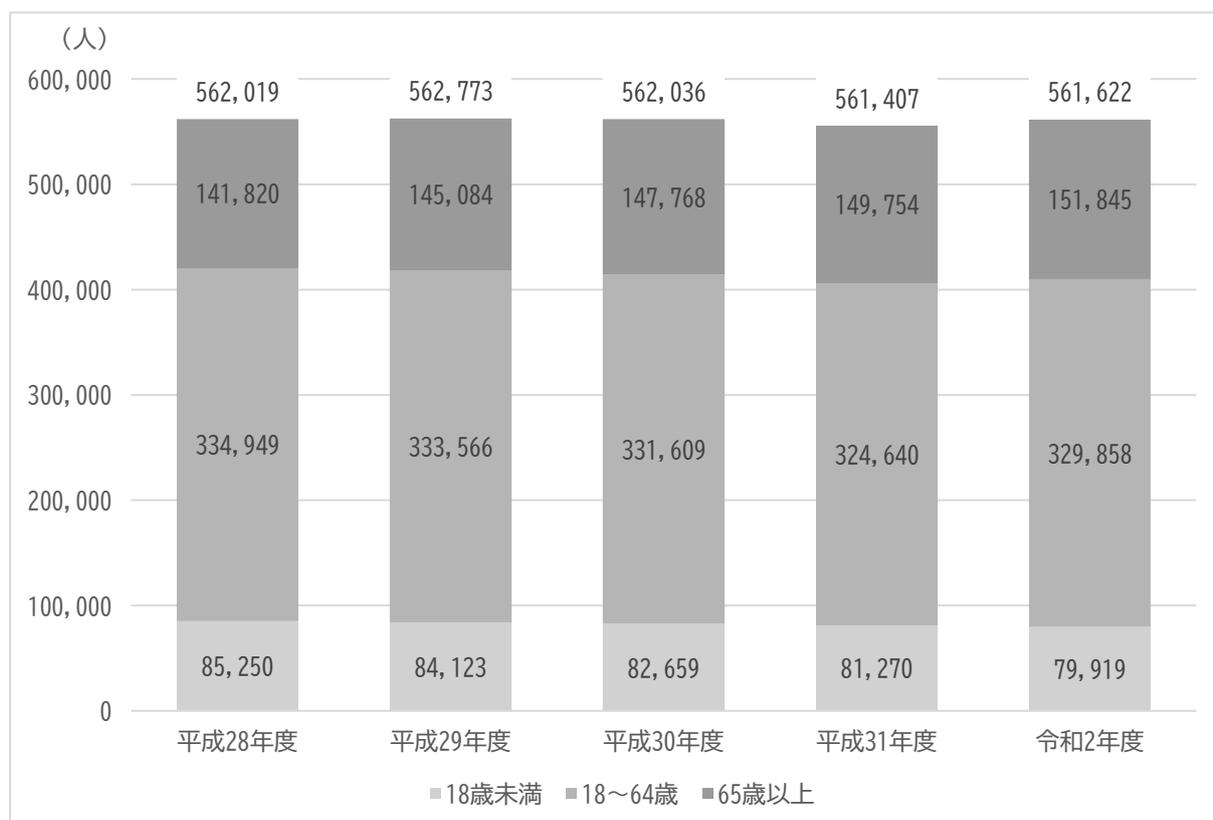
しょうがいしやすう すいい 障害者数の推移

(1) 人口の推移 (各年4月1日現在)

2 本市の総人口は、平成28年(2016年)4月の562,019人から、令和2年(2020年)4月の561,622人と5年間で397人の減少となっています。一方で65歳以上の高齢者人口は増加しており、平成28年(2016年)4月に比べ、令和2年(2020年)4月では約7%増となっています。

※単位：人

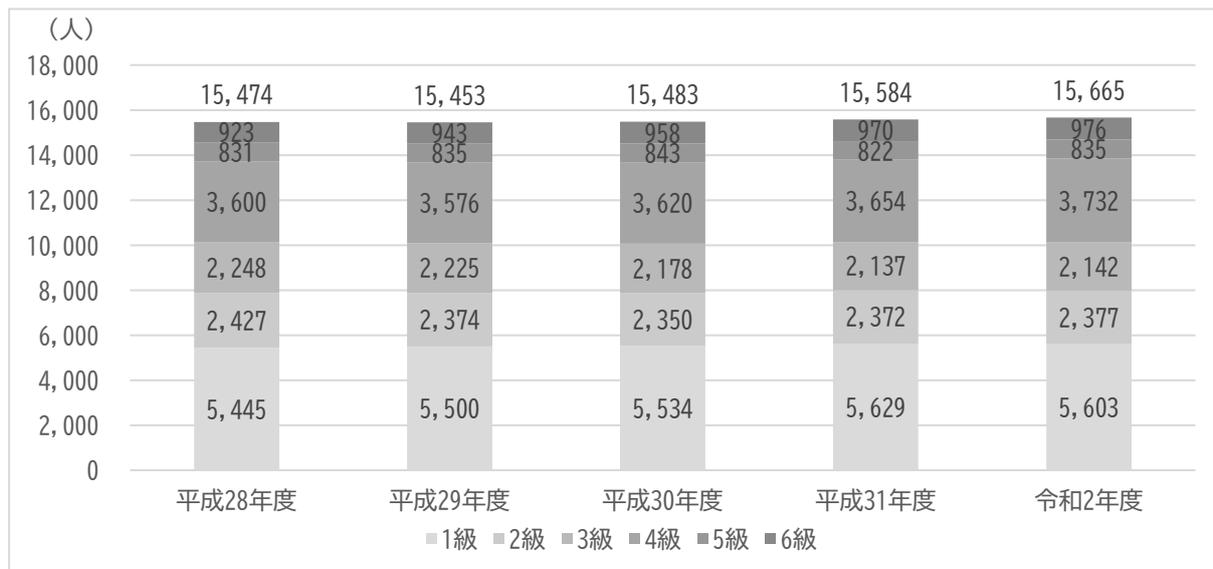
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
18歳未満	85,250	84,123	82,659	81,270	79,919
18～64歳	334,949	333,566	331,609	324,640	329,858
65歳以上	141,820	145,084	147,768	149,754	151,845
合計	562,019	562,773	562,036	561,407	561,622



(2) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

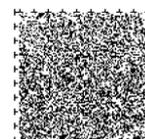
身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいです。平成28年（2016年）4月では15,474人でしたが、令和2年（2020年）4月では15,665人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、1.2%増となっています。また、障害部位別では、肢体不自由、内部障害が多くなっています。



◆ 等級別障害部位別手帳所持者数（令和2年〔2020年〕4月1日現在）

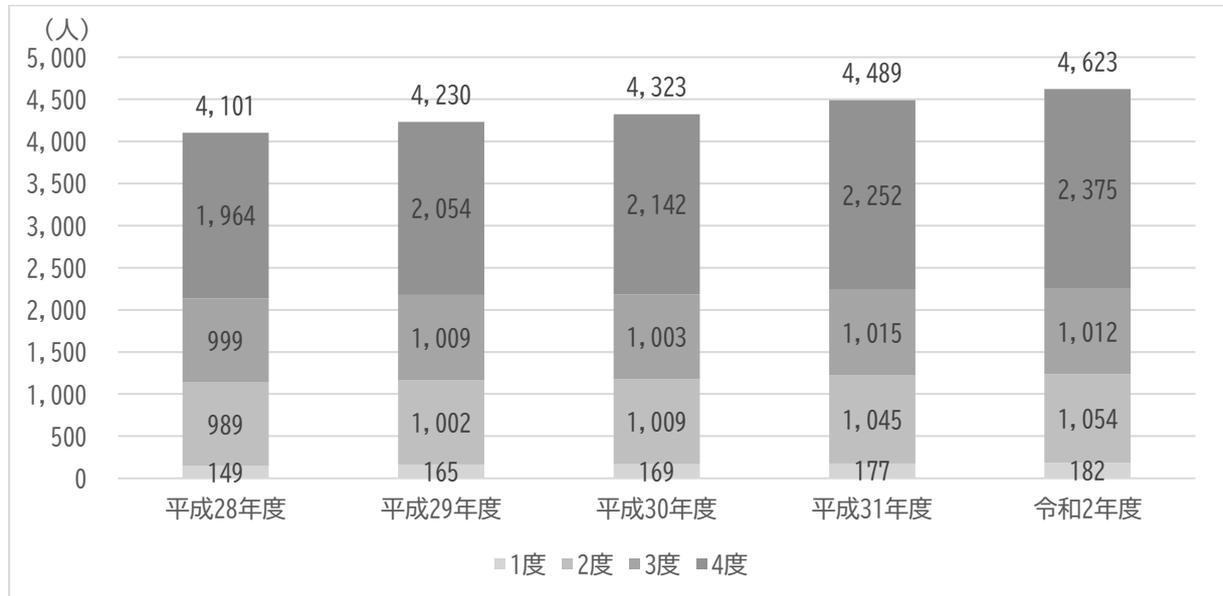
※単位：人

	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく障害	内部 障害	合計
1級	1,609	377	97	4	3,516	5,603
2級	1,551	347	396	17	66	2,377
3級	1,298	63	154	100	527	2,142
4級	1,863	79	454	54	1,282	3,732
5級	656	176	3	—	—	835
6級	341	78	557	—	—	976
合計	7,318	1,120	1,661	175	5,391	15,665



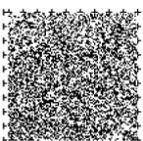
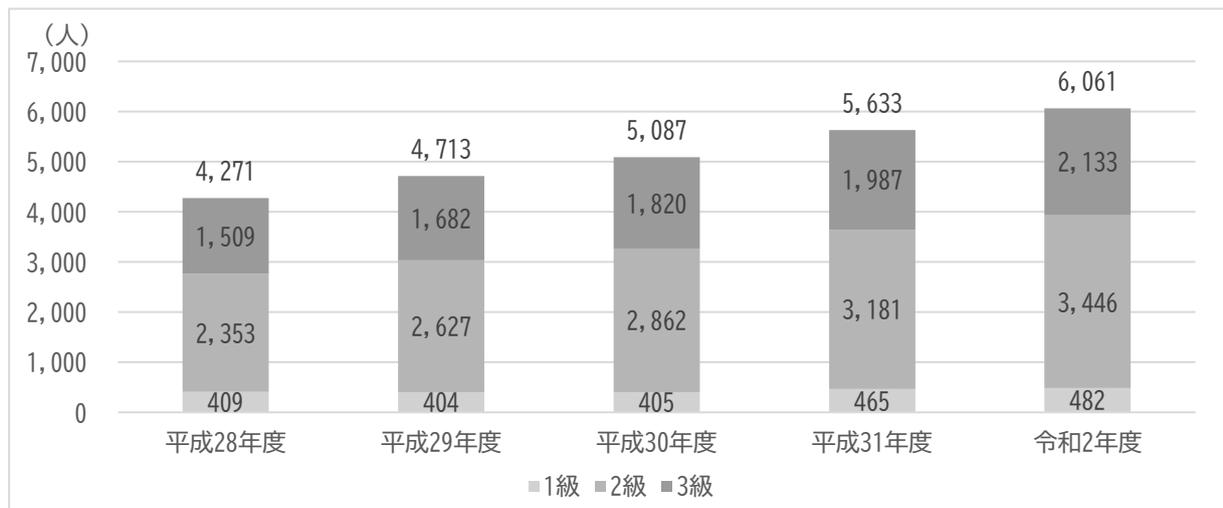
②愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数の推移（各年4月1日現在）

知的障害者の愛の手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年（2016年）4月では4,101人でしたが、令和2年（2020年）4月では4,623人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、12.7%増となっています。



③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

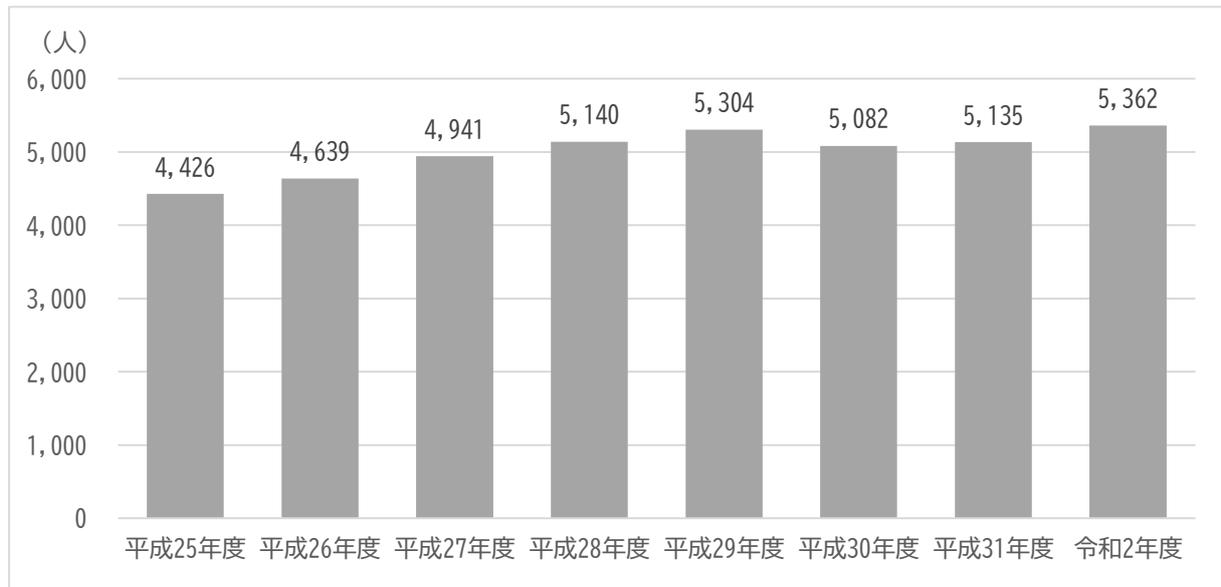
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年（2016年）4月では4,271人でしたが、令和2年（2020年）4月では6,061人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、41.9%増となっています。



(3) 特定疾患医療受給者証等所持者数の推移

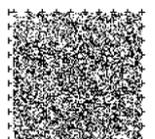
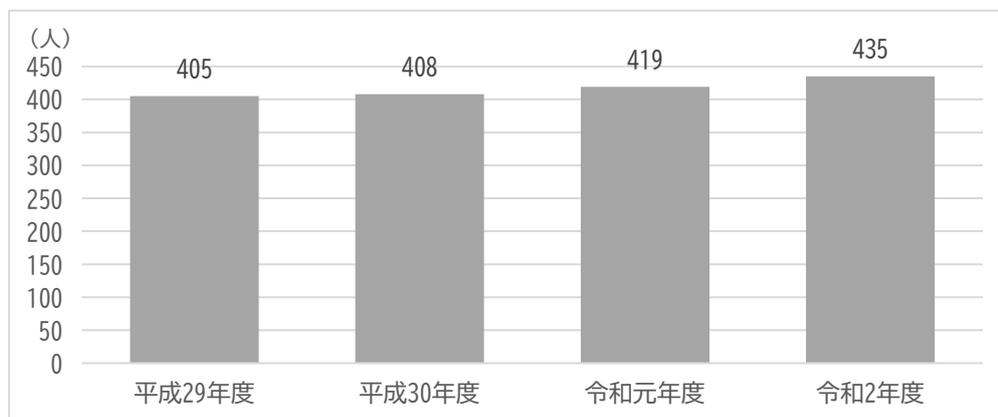
① 特定疾患医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

難病患者等であることを示す特定疾患医療受給者証所持者数は、年々増加しており、平成28年（2016年）4月では5,140人でしたが、令和2年（2020年）4月では5,362人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、4.3%増となっています。



② 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

小児慢性特定疾病の患者であることを示す小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は、年々増加しており、平成29年（2017年）4月では405人でしたが、令和2年（2020年）4月では435人となっています。これは、平成29年（2017年）に比べ、7.4%増となっています。



2

障害者の教育環境・就労状況

(1) 教育環境

①市内小中学校への就学状況

新たに小学校へ就学する対象の市内の児童数は、令和2年度（2020年度）で4,219人となり、年々減少傾向にあります。新たに中学校へ就学する対象の市内の生徒数は、令和2年度（2020年度）で4,927人となっています。

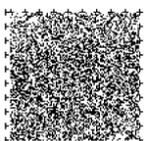
◆小学校への児童の就学状況（各年4月7日現在） ※単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
市内の児童数	4,744	4,613	4,404	4,424	4,219
市立小学校 (通常学級)	4,590	4,438	4,251	4,266	4,072
市立小学校 (特別支援学級)	44	53	54	57	51
特別支援学校	50	58	36	39	24
国立・私立小学校	56	58	60	59	71
その他	4	6	3	3	1

◆中学校への生徒の就学状況（各年4月7日現在） ※単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
市内の生徒数	4,896	4,829	4,790	4,967	4,927
市立中学校 (通常学級)	4,297	4,230	4,125	4,323	4,293
市立中学校 (特別支援学級)	63	70	87	90	52
特別支援学校	41	42	48	48	52
国立・私立中学校	491	481	525	501	489
その他	4	6	5	5	6

※その他は、他市への区域外就学者等



②市内小中学校の特別支援学級、通級指導学級の状況

令和2年(2020年)5月1日現在の市内小学校の特別支援学級の児童数は481人で市内全体の児童数の1.8%、学級数は71学級で、市内全体の学級数の7.2%となっています。通級指導学級の児童数は183人で市内全体の児童数の0.7%、学級数は11学級で、市内全体の学級数の1.1%となっています。特別支援教室の児童数は1,201人で、市内全体の児童数の4.5%となっています。

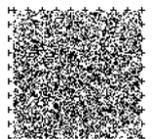
令和2年(2020年)5月1日現在の市内中学校の特別支援学級の生徒数は280人で、市内全体の生徒数の2.1%、学級数は42学級で、市内全体の学級数の9.9%、となっています。通級指導学級の生徒数は17人で、市内全体の生徒数の0.1%、学級数は1学級で、市内全体の学級数の0.2%となっています。特別支援教室の生徒数は300人で、市内全体の生徒数の2.3%となっています。

◆市内小学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別児童数及び学級数 (令和2年〔2020年〕5月1日現在) ※単位：人

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数	
市内全体	4,138	4,364	4,360	4,543	4,701	4,714	26,820	991	
特別支援学級	固定学級	51	81	86	79	94	90	481 (1.8%)	71 (7.2%)
	通級指導学級	34	39	48	28	19	15	183 (0.7%)	11 (1.1%)
	特別支援教室	140	200	243	220	211	187	1,201 (4.5%)	—

◆市内中学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別生徒数及び学級数 (令和2年〔2020年〕5月1日現在) ※単位：人

項目	1年	2年	3年	合計	学級数	
市内全体	4,378	4,426	4,263	13,067	426	
特別支援学級	固定学級	87	98	95	280 (2.1%)	42 (9.9%)
	通級指導学級	4	9	4	17 (0.1%)	1 (0.2%)
	特別支援教室	131	86	83	300 (2.3%)	—



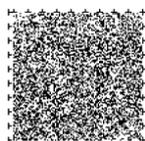
③市内及び近隣の特別支援学校高等部の状況

令和2年（2020年）4月1日現在の市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住の生徒数は、合計で310人です。

◆市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住生徒数 (令和2年〔2020年〕4月1日現在) ※単位：人

がっこうめい 学校名	こうとうが 高等部 ねんせい 1年生	こうとうが 高等部 ねんせい 2年生	こうとうが 高等部 ねんせい 3年生	ごうけい 合計
はちおうじにしとくべつしえんがっこう 八王子西特別支援学校	50	51	52	153
はちおうじひがしとくべつしえんがっこう 八王子東特別支援学校	6	1	5	12
みなみおおさわがくえん 南大沢学園	30	34	34	98
たまさくら おかがくえん 多摩桜の丘学園	10	11	18	39
はちおうじもうがっこう 八王子盲学校	3	2	2	7
たちかわ がっこう 立川ろう学校	0	1	0	1
ごうけい 合計	99	100	111	310

卒業後の進路は進学、企業就労、福祉的就労、生活介護事業所、施設入所など様々な状況となっています。



(2) 就労状況

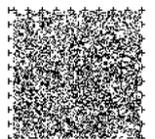
① 障害者の就職状況

令和2年(2020年)6月1日現在、都内における雇用障害者数を障害種別で見ると、身体障害者が平成28年(2016年)と比較して8%増の136,370人、知的障害者は31%増の41,629人、精神障害者は104%増の33,494人となっています。

◆ 東京都における雇用障害者数(各年6月1日現在) ※単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成28年 (2016年)	125,448	31,712	16,410
平成29年 (2017年)	127,569	33,997	19,400
平成30年 (2018年)	131,701	37,023	25,071
令和元年 (2019年)	135,140	39,599	29,726
令和2年 (2020年)	136,370	41,629	33,494

(平成28年〔2016年〕～令和2年〔2020年〕の「障害者雇用状況の集計結果」より)

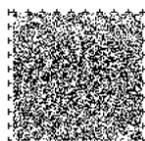


ハローワーク八王子管内（八王子市、日野市）における平成31年度（2019年度）の障害者就職件数は551件であり、平成28年度（2016年度）の389件と比較して41.6%増となっています。特に、精神障害者の就職件数が平成28年度（2016年度）と比べて増加傾向が強いです。

◆ハローワーク八王子管内における障害者就職状況 ※単位：件

	新規求職 申し込み件数	紹介件数	就職件数
平成28年度（2016年度）	1,026	2,498	389
身体障害者	278	710	84
知的障害者	248	265	147
精神障害者	471	1,483	152
その他の障害者	29	40	6
平成29年度（2017年度）	1,142	2,739	409
身体障害者	309	685	75
知的障害者	291	319	149
精神障害者	521	1,685	179
その他の障害者	21	50	6
平成30年度（2018年度）	1,167	2,591	455
身体障害者	324	685	96
知的障害者	256	330	173
精神障害者	566	1,534	181
その他の障害者	21	42	5
平成31年度（2019年度）	1,270	2,620	551
身体障害者	332	665	115
知的障害者	271	355	169
精神障害者	621	1,537	262
その他の障害者	46	63	5

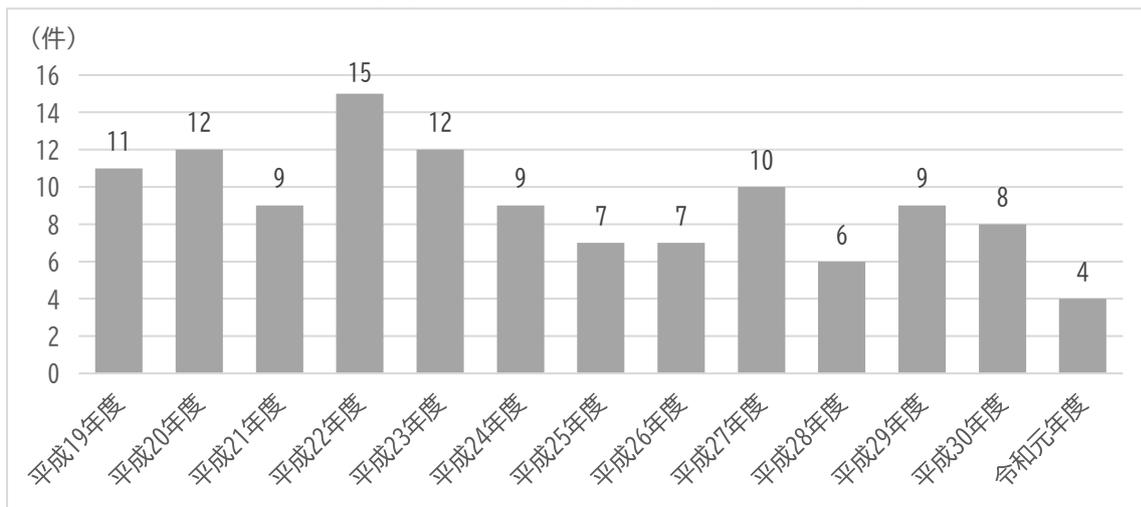
（ハローワーク八王子の資料より）



②都内の特例子会社の状況

昭和51年（1976年）の職業安定局長通達で定められた「特例子会社制度」は、昭和62年（1987年）の障害者雇用促進法の改正で法制化され、平成14年（2002年）10月1日からはグループ適用が開始されています。特例子会社の多くは23区内にありますが、多摩地域でもいくつかの特例子会社が設立されています。

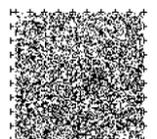
◆特例子会社の年度別設立件数（都内）



厚生労働省ホームページより
 （令和元年〔2019年〕6月1日現在）

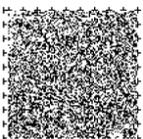
◆多摩地域に設立された主な特例子会社一覧

親会社名	特例子会社名	特例子会社の所在地	認定年月日
国際航業（株）	（株）TDS	府中市	S60.10.30
（株）アサンテ	（株）ヒューマングリーン サービス	府中市	H11.10.1
（株）ジャムコ	（株）オレンジジャムコ	立川市	H11.10.18
横河電機（株）	横河ファウンドリー（株）	武蔵野市	H14.11.1
マンパワーグループ（株）	ジョブサポートパワー（株）	立川市	H15.3.18
（株）みずほフィナンシャルグループ	みずほビジネス・チャレンジド（株）	町田市	H15.4.1



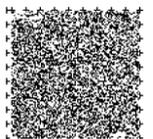
にっぽんでんき かが 日本電気 (株)	NECフレンドリースタフ(株)	ふちゅうし 府中市	H15.5.1
りらいあコミュニケーシ ョンズ (株)	かが (株) ビジネスプラス	ふちゅうし 府中市	H15.5.2
キューピー (株)	かが (株) キューピーあい	まちだし 町田市	H15.12.26
かが (株) ブリヂストン	ブリヂストンチャレンジド(株)	こだいらし 小平市	H16.5.26
けいおうでんてつ かが 京王電鉄 (株)	かが けいおう (株) 京王シンシアスタッフ	たまし 多摩市	H16.12.16
かが (株) ベネッセホールディ ングス	かが (株) ベネッセビジネスメイト	たまし 多摩市	H17.5.26
にっぽんでんしんでんわ かが 日本電信電話 (株)	NTTクラリティ (株)	むさしのし 武蔵野市	H17.6.1
かが オリピック (株) Olympicグループ	かが (株) オー・エス・シー・フーズ	あきまし 昭島市	H19.3.19
オリックス (株)	オリックス業務支援 (株)	たちかわし 立川市	H19.8.1
ひのじどうしゃ かが 日野自動車 (株)	ひの 日野ハーモニー (株)	ひのし 日野市	H20.5.8
とうきょうでんりよく 東京電力ホールディ ングス (株)	とうでん 東電ハミングワーク (株)	ひのし 日野市	H21.2.15
オリンパス (株)	オリンパスサポートメイト(株)	はちおうじし 八王子市	H21.5.1
アフラック生命保険 (株)	アフラック・ハートフル・サー ビス (株)	ちょうふし 調布市	H21.11.15
がっこうほうじん ほうせいだいがく 学校法人 法政大学	あれんじ・ふおれすと (株)	まちだし 町田市	H23.1.17
かが (株) いなげや	かが (株) いなげやウイング	たちかわし 立川市	H23.3.1
シダックス (株)	シダックスオフィスパートナ ー (株)	ちょうふし 調布市	H23.5.27
SCSK (株)	※東京グリーンシステムズ(株)	たまし 多摩市	H23.10.1
かが (株) サンドラック	かが (株) サンドラック・ドリームワ ークス	ふちゅうし 府中市	H24.2.8
コミカミノルタ (株)	コミカミノルタウイズユー(株)	ひのし 日野市	H25.11.6

※は、ちほうこうきょうだんたい 地方公共団体とみんかんきぎょう 民間企業とがきょうどうしゅつし 共同出資して設立した、せつりつ 第3セクター方式
によるじゅうどししょうがいしゃこようきぎょう 重度障害者雇用企業。



だい 第 3 しょう 章

きほんもくひょう きほんほうしん しさく たいけい
基本目標・基本方針・施策の体系



1

基本目標

すべての障害者が、必要な支援を受け、

社会参加し、地域で、安定し、

充実した自立生活ができるまちづくり

3

2

基本方針

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害の種別と程度にかかわらず、すべての障害者が、必要な支援を受けて社会参加し、地域で安定し充実した生活を継続して送ることが必要です。

このため、日常生活の様々な場面において、必要に応じて支援を受けつつ、障害者自らが選択及び判断していくことを基本とし、主体的な生活を送ることにより、障害者の一層の自立と社会参加を促進します。

また、日常生活を営むうえでのあらゆる障壁の除去に努め、すべての人が対等で平等な社会を築いていくとともに、障害当事者の参画と市民、事業者等との協力による地域福祉のネットワークづくりを推進します。

そこで、日常生活を支える様々なサービスの提供など、障害者が地域で主体的な生活を送ることができるための切れ目ない支援を各機関との連携を図りつつ行っていきます。また、障害者が様々な活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、地域でともに支えあって生活するためのしくみづくりを推進していきます。



安心して暮らせるまちづくり

— 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 —

障害者が病院や施設から地域に移行し、また、住みなれた地域社会で、自立し安心して暮らしていくために、ホームヘルプや保健・医療サービス、相談・情報提供などの日常生活に必要なサービスを提供します。そのため、地域生活を支援するための拠点の機能を拡充していきます。加えて、障害者とその家族に対するライフステージに即した相談支援の充実や、障害の早期発見・早期療育の促進などを図るとともに、特別な支援が必要な障害児に対する支援を推進します。また、グループホームや障害者が安心して暮らせるための設備を整えた住宅など、地域で暮らす障害者の生活の場及び福祉施設などの様々な活動の場の整備を進めます。

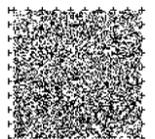
3

ともに学び、働き、社会参加するために

— 教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実 —

障害のある人もない人もともに学び、働き、社会参加していくために、生涯学習、スポーツ、文化などの様々な分野の社会活動と学習環境の整備を推進します。合わせて、就労に関する相談機能の強化など、一般企業への就労の促進と定着の支援を拡充するとともに、福祉的就労については、市役所が発注する物品やサービスを優先的に障害者就労施設等が発注することで仕事の確保を図ります。また、福祉のまちづくりの推進や移動手段の整備、安全対策の推進など、障害者の社会参加を推進するための条件整備に努めます。

教育・保育等の分野についても、関係機関と一体となって支援体制を充実させていきます。

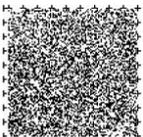


ともに支えあうために

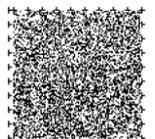
— 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 —

3

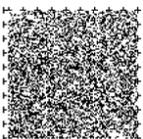
障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、保健、医療、福祉の担い手の養成、確保を図り、障害者同士や地域との交流を進めるとともに、地域福祉を推進していきます。また、障害理解を深める施策を推進し、意識のバリアフリー化を促進します。さらに、全ての障害者に対する差別や偏見をなくすため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を適切に運用し、市民や事業者に障害理解を広めていきます。また、障害者への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図るなど、障害者の権利擁護に取り組みます。



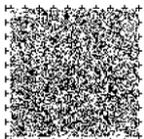
基本方針	施策分野	施策項目	ページ
<p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>〈 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 〉</p>	(1) 地域生活支援	ホームヘルプサービス等介護給付の充実	P36
		ガイドヘルパー等派遣事業の拡充	P36
		手話通訳協力者等派遣事業の充実	P37
		訪問入浴サービスの推進	P37
		一時保護施設の拡充	P37
		緊急一時保護（家庭）の実施	P37
		機能回復訓練事業の充実	P38
		日常生活用具の給付・補装具費の支給	P38
		心身障害者や難病患者への福祉手当の支給	P39
		病院・施設等から地域への移行推進	P39
	地域生活支援拠点等の運用	P40	
	共生型サービス事業所の整備	P40	
	② 相談・情報提供	障害者ケアマネジメントの充実	P41
		相談・情報提供体制の拡充	P42
		当事者活動支援	P43
		障害者ひきこもり対策	P43
	③ 保健医療サービス	保健福祉サービスの充実	P44
		早期発見・早期治療体制の整備	P44
		医療連携の推進	P45
		救急医療体制等の充実	P45
		医療の整備	P46
		療育の整備	P46
		医療費に対する支援	P46



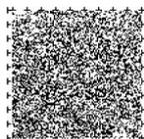
1 安心して暮らせるまちづくり 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備	(1) 地域生活支援	④ 障害児支援	障害児への支援の充実	P47
			重症心身障害児・医療的ケア児への支援	P47
			障害児保育の充実	P48
		障害児の放課後活動（余暇支援）の充実	P48	
		⑤ 家族支援	ライフステージに即した支援の充実	P49
	障害者の家族のネットワークづくりの促進		P49	
	介護を行う家族支援の充実		P50	
	(2) 住まいの確保と整備	① 住まいの確保	障害者用住宅の整備	P51
			グループホーム整備の促進	P51
		② 暮らしやすい住宅への改修	居住支援事業の充実	P52
			住宅設備改善に関する相談の充実	P52
	(3) 福祉施設の整備	① 施設整備の促進	住宅設備改善の給付	P52
			通所施設等の整備	P53



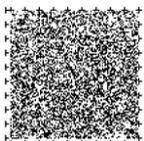
基本方針	施策分野	施策項目	ページ	
<p>2</p> <p>ともに学び、働き、社会参加するために</p> <p>（教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実）</p>	<p>(1) 学習環境の整備</p>		<p>通常学級における支援の充実</p>	P55
		<p>① 支援を要する児童・生徒への教育</p>	<p>通常学級における障害理解の推進</p>	P56
		<p>就学前の療育の充実</p>	<p>就学前の療育の充実</p>	P56
		<p>特別支援学級の充実</p>	<p>特別支援学級の充実</p>	P57
		<p>高等教育の機会の確保</p>	<p>高等教育の機会の確保</p>	P57
		<p>② 生涯学習の推進</p>	<p>講座・講習を受けるための環境整備</p>	P58
			<p>自主的な学習活動を行うための場の提供</p>	P59
		<p>(2) 就労支援</p>	<p>① 就労支援の促進</p>	<p>情報提供・相談機能の強化</p>
	<p>就労ネットワークの構築</p>	P61		
	<p>就労移行支援施設等の活用</p>	P61		
	<p>個別移行支援計画の活用</p>	P61		
	<p>就労定着支援の活用</p>	P61		
	<p>企業への啓発及び就労・雇用の拡大</p>	P62		
	<p>通所施設での福祉的就労の促進</p>	P63		



<p>2</p> <p>ともに学び、働き、社会参加するために</p> <p>教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実</p>	(3) 社会参加の促進	① 様々な活動への参加促進	社会参加への環境整備	P64
	(4) まちづくりの推進	① 交通機関・建築物等のバリアフリー化の推進	建築物等のバリアフリー化	P65
			移動環境の整備	P66
			通訳者等の養成配置	P67
		② 情報のバリアフリー化	情報機器の活用	P67
			各障害に応じた情報提供の推進	P68
			③ 防災・防犯対策の整備	防災対策の推進
		避難所の整備		P70
		防犯対策の推進		P70



基本方針	施策分野	施策項目	ページ	
<p>3 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護のために</p>	<p>(1) 地域福祉推進の基盤づくり</p>	<p>① 推進体制の整備</p>	<p>福祉関係者の資質向上</p>	P72
		<p>① 推進体制の整備</p>	<p>福祉人材の確保</p>	P72
		<p>① 推進体制の整備</p>	<p>福祉・保健・医療の連携体制の推進</p>	P73
		<p>① 推進体制の整備</p>	<p>社会福祉協議会の体制整備</p>	P73
		<p>② 交流活動の促進</p>	<p>交流の場の整備</p>	P74
		<p>② 交流活動の促進</p>	<p>様々な交流活動の推進</p>	P74
	<p>(2) 福祉コミュニティの創造</p>	<p>① 意識のバリアフリー化</p>	<p>学校教育・生涯学習での福祉教育の推進</p>	P75
	<p>① 意識のバリアフリー化</p>	<p>広報・イベント等による啓発活動</p>	P76	
	<p>① 意識のバリアフリー化</p>	<p>障害者サポーターの養成</p>	P76	
	<p>② ボランティア活動の推進</p>	<p>ボランティア組織間の連携充実</p>	P77	
	<p>② ボランティア活動の推進</p>	<p>参加のための環境整備</p>	P78	
	<p>② ボランティア活動の推進</p>	<p>ボランティアの養成と組織化</p>	P78	
	<p>(3) 権利擁護</p>	<p>① 権利擁護の推進</p>	<p>権利擁護の推進</p>	P79
	<p>① 権利擁護の推進</p>	<p>成年後見制度の利用促進</p>	P80	
	<p>① 権利擁護の推進</p>	<p>障害者差別禁止の取組</p>	P80	



だい しょう
第 4 章

4

し さく てん かい
施 策 の 展 開

しょう がい しゃ けい かく
(障 害 者 計 画)



1

しゅよう とりくみ 主要な取組

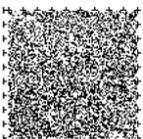
障害者福祉を取り巻く状況は年々変化しています。障害者数の増加、障害者の高齢化や重度化、そして障害者の家族の高齢化はこれからも進んでいくと考えられ、市は地域の関係機関と連携しつつ、今後を見据えた施策を実施していく必要があります。

そうした状況を踏まえて、障害者の地域移行と地域定着や、障害者が地域で安心して日常生活や社会生活をおくるための環境づくり、障害者の権利擁護などを推進するため、市は以下の項目について重点的に取り組めます。

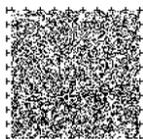
4

◆ しゅよう とりくみ 主要な取組

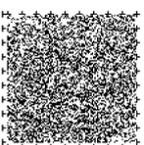
しゅよう とりくみ 主要な取組	がいよう 概要
しゅようがいじしえん じゅうじつ 障害児支援の充実	しょうがい そうきはつけん そうきりよういく つと じどう 障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、児童 発達支援や放課後等デイサービスなどの利用促進とサー ビス向上を図ります。また、特に重症心身障害児や医療的 ケア児への支援のあり方や、発達障害等の障害児の相談 体制の強化や療育の場の拡充について関係機関と検討し ます。
しょうがいしやせつせいび そくしん 障害者施設整備の促進	しょうがいしや ちいきせいかつ しえん とく ひつようせい たか 障害者の地域生活を支援するため、特に必要性の高い 重度・重複障害者が利用できるグループホーム、一時 保護施設、障害児通所施設等の整備を促進します。



<p>しゅよう とりくみ 主要な取組</p>	<p>がいよう 概要</p>
<p>しょうがいしゃ ささ 障害者を支えるネットワ ークづくり</p>	<p>しょうがいしゃ ちいき あんしん く しえん おこな 障害者が地域で安心して暮らせるための支援を行 う地域生活支援拠点事業の機能を充実し、ライフス テージに即した切れ目ない支援の実施、精神障害にも たいおう ちいき ほうかつ こうちく はつたつしょうがいしゃし 対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障害者支 援の一層の充実等、地域の社会資源を活かして障害 者の日常生活を支えるためのネットワークづくりを すいしん 推進します。</p>
<p>ふくし しつ こうじょうとう 福祉サービスの質の向上等</p>	<p>しょうがいしゃ ていきょうじぎょうしゃ てきせつ しどうとう 障害者サービス提供事業者への適切な指導等の じっし 実施により、福祉サービスの質の向上に努めます。 また、ふくしじんざい かくほ しさく すいしん また、福祉人材の確保のための施策を推進します。</p>
<p>しょうがいしゃこよう そくしん 障害者雇用の促進</p>	<p>しな いきぎょう しょうがいしゃこよう じつれいとう じょうほう ていきょう 市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供し、 しょうがいしゃこよう りかいおよ しょくばかんきょうせいび そくしん はたら 障害者雇用の理解及び職場環境整備の促進を働きかけ るとともに、しゅうろう ていちゃく しえん かんけいきかん 就労の定着を支援するため関係機関と れんけい しょうがいしゃ そうだんきのう きょうか はか 連携し、障害者への相談機能の強化を図ります。 また、いっばんしゅうろう むずか ぼあい しゅうろうけいぞく また、一般就労が難しい場合においても、就労継続 しえんじぎょうとう ちいき じりつ せいかつ おく 支援事業等により地域において自立した生活が送れ るよう支援します。</p>
<p>ぼうさいたいさく すいしん 防災対策の推進</p>	<p>しょうがいとうじしゃ たいしやう さいがいじ そな しょうがい 障害当事者を対象に災害時に備えるための「障害 がある方のための防災マニュアル」及び支援者向けの さいがいじしょうがいしゃ しゅうち かつよう はか 「災害時障害者サポートマニュアル」の周知・活用を図 るとともに、ひつよう おう みなお かくさいがい おう 必要に応じて見直すほか、各災害に応じて ふくしひなんじよ にじひなんじよ かつた かんけいきかん た福祉避難所（二次避難所）のあり方を関係機関と けんとう 検討していきます。 また、ちいきぼうさい かんてん かんけいしょかん れんけい はか また、地域防災の観点から、関係所管との連携を図 ります。</p>



<small>しゅよう とりくみ</small> 主要な取組	<small>がいよう</small> 概要
<small>さべつかいしょう すいしん</small> 差別解消の推進	<small>しょうがいしゃさべつかいしょうほうおよ しょうがいしゃさべつきんじょうれい もと</small> 障害者差別解消法及び障害者差別禁止条例に基づ <small>しょうがいりかい</small> き、障害理解のためのガイドブックの配布やイベントの <small>かいさい しょうがいしゃ ようせいこうざとう ひろ しみん</small> 開催、障害者サポーター養成講座等により、広く市民や <small>じぎょうしゃ む けいはつ おこな</small> 事業者に向けて啓発を行います。
<small>ぎゃくたいぼうし む しさく</small> 虐待防止に向けた施策の <small>すいしん</small> 推進	<small>ふくししせつ しょくいん たいしょう しょうがいしゃ ぎゃくたい</small> 福祉施設の職員などを対象として、障害者の虐待 <small>ぼうしけんしゅう かいさい ぎゃくたいぼうし む けいはつ おこな</small> 防止研修を開催し、虐待防止に向けた啓発を行いま <small>せんざいか ぎゃくたいどう ぼうし ひろ</small> す。また、潜在化している虐待等を防止するため、広 <small>しみん む しょうがいりかい しゅうち けいはつ おこな</small> く市民に向けて障害理解の周知・啓発を行います。



2

しょうがいしゃけいかく
障害者計画について

1. 安心して暮らせるまちづくり

～ 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 ～

(1) 地域生活支援

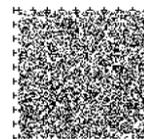
基本的な考え方

全ての障害者が住みなれた地域で、必要な支援を受けながら安心して暮らせるまちづくりを目指します。障害者が必要なサービスを主体的に選択できるよう、日常生活を支援するための様々なサービスを適切に供給し、合わせて、相談・情報提供の充実を図ります。地域移行と地域定着については、障害者地域自立支援協議会の意見を求めながら推進していきます。また、障害を早期に発見して療育につなげる体制の充実を図るとともに、障害者とその家族に対してライフステージに即した相談支援を行い、障害者の自立と社会参加を促進します。

4

① 日常生活支援

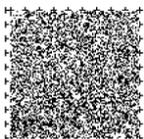
ホームヘルプサービス・緊急一時保護・ガイドヘルパー等の派遣や心身障害者福祉センターにおける機能回復訓練事業等の日常生活支援サービスを拡充するとともに、日常生活用具の給付や各種福祉手当の支給など、多様な障害特性に配慮しながら、障害者の地域における自立生活を支援します。また、病院・施設などから地域への移行を推進するとともに、「親亡き後」の地域生活を支援するため、日常生活支援拠点事業の円滑な運用を図るほか、地域のネットワークづくりに取り組みます。



ホームヘルプサービスの充実 <small>じゅうじつ</small>		
施策項目 <small>しきくこうもく</small>	現 状 <small>げん じょう</small>	施 策 内 容 <small>し さく ない よう</small>
ホームヘルプサービス等介護給付の充実 <small>じゅうじつ</small>	<ul style="list-style-type: none"> 支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などを背景に、支給量が増加している。 利用者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質を向上させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害支援区分認定審査会で判定された障害支援区分の基準により、日常生活の支援が必要な人に必要なサービスの支給量を確保します。 個々の障害者に配慮したサービスを支給します。 サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修機会の周知など情報提供に努めます。 サービスを提供する事業者に対する適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

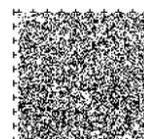
4

ガイドヘルパー等派遣事業の拡充 <small>とうはけんじぎょう かくじゅう</small>		
施策項目 <small>しきくこうもく</small>	現 状 <small>げん じょう</small>	施 策 内 容 <small>し さく ない よう</small>
ガイドヘルパー等派遣事業の拡充 <small>じぎょう かくじゅう</small>	<ul style="list-style-type: none"> 同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 事業所数は増加しているが、複雑化する障害者のニーズに十分応えているとは言えない。 平成28年度（2016年度）から新たに緊急時通学支援を開始したが、利用者が少ない。 令和元年（2019年）7月から移動支援を中学生に拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を対象とした同行援護・移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き進めるとともに、移動の支援を利用しやすいよう検討します。 緊急時通学支援については、利用者にわかりやすい情報提供を行い、利用者数の向上に努めます。 重度脳性麻痺者の在宅介護を支援するため、介護人派遣事業を継続します。



<p>しゆわつうやくきよう 手話通訳協 りよくしゃとうはけん 力者等派遣 じぎょう じゅうじつ 事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ しょうがいしゃきほんほう げんご 障害者基本法において言語に しゆわ かく 手話が含まれるなど、障害者 い し そつう じょうほうしゆとく しゆだん が意思疎通や情報取得の手段 をせんたく さい きかい かくだい を選択する際の機会の拡大が はか 図られている。 ・ しょうがいしゃ しゃかいしんしゆつ すす さま 障害者の社会進出が進み、様 ざま ばめん 々な場面でコミュニケーション をはか きょうりよくしゃ ひつよう を図るための協力者が必要と されていることをうけて、協力 者の派遣体制の整備をうっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょうかくしょうがいしゃ 聴覚障害者のコミュニケー ションをしえん 支援するために、 しゆわつうやくきょうりよくしゃ ようやくひつき 手話通訳協力者や要約筆記 きょうりよくしゃ もう しゃむ つうやく 協力者、盲ろう者向け通訳・ かいじょしゃ ようせい 介助者を養成するなど、ちいき 地域に おけるはけんたいせい せいび はか 派遣体制の整備をうって いきます。
<p>ほうもんにゆうよく 訪問入浴サ ービスの すいしん 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ じゅうどしょうがい 重度障害があるなど、ヘルパー によるにゆうよくかいじょ こんなん ひと 入浴介助が困難な人が いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ざいたく じゅうどしょうがいしゃ じ にちじょう 在宅の重度障害者(児)の日常 せいかつ しえん 生活を支援するため、ほうもん 訪問サー ビス事業をじぎょう けいぞく すいしん 継続・推進します。

<p>いちじほごたいせい せいび 一時保護体制の整備</p>		
<p>し さく こうもく 施策項目</p>	<p>げん じょう 現 状</p>	<p>し さく ない よう 施 策 内 容</p>
<p>いちじほごしせつ 一時保護施設 のかくじゅう の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いちじほごしせつ かず ねんねんぞう か 一時保護施設の数 は年々増加 しているが、施設の しせつ りよう 利用ニーズへの たいおう じゅうぶん 対応は十分とは いえない。 ・ せいしんしょうがいしゃ いりょうてき ひつ 精神障害者や医療的 ケアを必要とする ちゆうふくしょうがい 重複障害の受け 入れ施設がすく 少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いちじほごしせつ かくじゅう はか 一時保護施設の拡充 を図り、 いりょうきかんとう れんけい 医療機関等との連 携についても けんとう 検討します。 ・ グループホームなど に対して、いち じほごしせつ きのう 時保護施設として の機能をもたせ るためのはたら おこな 働きかけを行います。 ・ きぞん いちじほごしせつ たい 既存の一時保護施設 に対して、う け入れの拡大を はたら 働きかけ ます。
<p>きん きゅう いち じ 緊急一時 保護(家庭) のじっし の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ みちか ところ ほご せいど 身近な所で保護 できる制度と してひつよう ひと 必要とする人が いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ じぎょう けいぞく じっし 事業を継続して 実施します。



「1 - (1) - ①」

きのうかいふくくんれんじぎょう じゅうじつ 機能回復訓練事業の充実		
しさをくこうもく 施策項目	げんじょう 現状	しさをくないよう 施策内容
きのうかいふくくんれん 機能回復訓練 じぎょう じゅうじつ 事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> のうせいまひ びょう ・脳性麻痺・パーキンソン病 とう なんびょう ふく さまざま しょう 等、難病を含む様々な障 がい きのうかいふくくんれん きのう 害の機能回復訓練（機能の いじ ふく い かおな 維持を含む。以下同じ。）を じっし しせつ すく 実施する施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> しんしんしょうがいしゃふくし きのうかい ・心身障害者福祉センターの機能回 ふくくんれん かん じぎょう すいしん 復訓練に関する事業を推進します。 いりょう きかんとう れんけい きのう ・医療機関等との連携により、機能 かいふくくんれん かん じぎょう すず 回復訓練に関する事業を進めます。

4

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ ほそうぐひ しきゅう 日常生活用具の給付・補装具費の支給		
しさをくこうもく 施策項目	げんじょう 現状	しさをくないよう 施策内容
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 の給付・補装具 ひ しきゅう 費の支給	<ul style="list-style-type: none"> おも しんたいしょうがいしゃ ぞうか ・主に身体障害者の増加に けつていけんすう ぞうか より、決定件数も増加して いる。 し まどぐち ・市のホームページや窓口、 にちじょうせいかつようぐ いたくぎょうしゃ 日常生活用具の委託業者 とう つう ようぐとう じょうほう 等を通じた用具等の情報 ていきょう おこな 提供を行っている。 にちじょうせいかつようぐ しゆもく ぎ ・日常生活用具の種目が技 じゆつ しんぽ お つ 術の進歩に追い付いてい ない。 	<ul style="list-style-type: none"> にちじょうせいかつ しえん ほそうぐ ・日常生活を支援するため、補装具 ひ しきゅう おこな にちじょう 費の支給を行うとともに、日常 せいかつようぐ きゅうふ 生活用具を給付します。 し まどぐち にちじょう ・市のホームページや窓口、日常 せいかつようぐ いたくぎょうしゃとう つう 生活用具の委託業者等を通じて ひ つづ じょうほうていきょう おこな てきせつ 引き続き情報提供を行い、適切な きゅうふおよ しきゅう おこな 給付及び支給を行います。 ようぐとう ぎじゆつ しんぽ りようしゃ ・用具等の技術の進歩や利用者の二 おう きゅうふ かた ーズに応じた給付のあり方につ けんどう いて検討します。



ふくしてあて しきゅう 福祉手当の支給		
しきくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
しんしんしょうがいしゃ 心身障害者や なんびょうかんじゃ 難病患者への ふくしてあて しきゅう 福祉手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> けいざいてきこんきゅうしゃ ・ 経済的困窮者が 多い。 かくしゅてあて しきゅう ・ 各種手当の支給 けんすう ぞう か 件数が増加して いる。 	<ul style="list-style-type: none"> しんしんしょうがいしゃ しょうがいじ ふよう ほごしゃ ・ 心身障害者や、障害児を扶養する保護者、 げんいん ふめい ちりょうほうほう かくりつ 原因が不明で治療方法が確立されていな い難病等の患者に対して、各種手当を しきゅう 支給します。 しゃかいじょうきょう へんか ふ てあて ・ 社会状況などの変化を踏まえ、手当の しきゅうほうほう じゅうなん たいおう 支給方法について柔軟に対応します。

ちいき いこうすいしん 地域への移行推進		
しきくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
びょういん しせつとう 病院・施設等 からちいき 地域への いこうすいしん 移行推進	<ul style="list-style-type: none"> ちいき く ・ 地域で暮らすための かんきょうせいび すす 環境整備は進み つつあるが、十分 ではなく、そこに定 ちゃく できない人も いる。 じゅうどか こうれいか ・ 重度化・高齢化によ ちいきいこう むずか り地域移行が難し にゅうしよしゃ ふ い入所者が増え ている。 	<ul style="list-style-type: none"> しゃかいてきにゅういんしゃ しせつにゅうしよしゃとう ちいき ・ 社会的入院者、施設入所者等の地域への いこう ていちゃく すいしん ちいき ささ 移行・定着を推進するため、地域の支えあ いきじゅう ば にっちゅうかつどう ば せいび いや居住の場・日中活動の場の整備とサ こうじょう はたら ービスの向上を働きかけます。 とく じゅうど ちょうかくしょうがいしゃむ にっちゅう ・ 特に、重度・重複障害者向けや日中サー しえんがた とう せいび ビス支援型のグループホーム等の整備に とく ちいきいこう すいしん 取り組み、地域移行を推進します。 ちいきいこう ちいきていちゃく そうだんきのう ・ 地域移行・地域定着についての相談機能 じゅうじつ とう の充実とともに、グループホーム等との じょうほうこうかん おこな かんけいきかん れんけい 情報交換を行うなど、関係機関との連携 きょうか はか の強化を図ります。 じりつせいかつ む たいけんしせつとう ひ つづ ・ 自立生活に向けた体験施設等を引き続き かつよう 活用します。 とう たいけんりよう しつ こうじょう ・ グループホーム等の体験利用の質の向上 はか を図ります。 ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん じりつせいかつ ・ 地域移行支援・地域定着支援・自立生活 えんじょ こべつきゅうか おこな 援助の個別給付を行います。 ちいきいこうしえん かつどう ・ 地域移行支援のためのピアサポート活動 すいしん はか の推進を図ります。

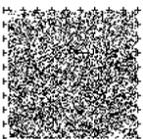


「 1 - (1) - ① 」

ちいきせいかつしえんきよてんとう うんよう 地域生活支援拠点等の運用		
しきくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
ちいきせいかつしえんきよ てんとう うんよう 地域生活支援拠 点等の運用	<p>しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか おや ・ 障害者の高齢化・重度化や「親 な あと みす ちいき しゃかい 亡き後」を見据え、地域の社会 しげん い しょうがいしゃ にち 資源を活かして、障害者の日 じょうせいかつ しえん ち 常生活を支援するための、地 いき ネットワーク整備を行っ たが、利用者のニーズに合った うんよう ひつよう 運用が必要とされている。</p>	<p>ちいき しゃかいしげん い ・ 地域の社会資源を活かし て、障害者が住み慣れた ちいき あんしん 地域で安心して暮らして いけるよう、切れ目ない しえん えんかつ うんよう はか 支援の円滑な運用を図っ ていきます。</p> <p>ちいきせいかつしえんきよてんじぎょう ・ 地域生活支援拠点事業 の きのう かくじゅう そうだんしえん 機能を拡充し、相談支援 きょうか はか の強化を図ります。</p>

4

きょうせいがた じぎょうしょ せいび 共生型サービス事業所の整備		
しきくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
きょうせいがた 共生型サービス じぎょうしょ せいび 事業所の整備	<p>さい こ しょうがいしゃ なか ・ 65歳を超えた障害者の中に はいごほけん サービスに移行し ても、それまでと同じ事業所で しえん う ひと 支援を受けたい人がいる。</p>	<p>しょうがいふくし かいご ・ 障害福祉サービスと介護 ほけん サービスの 両方 を ていきょう きょうせいがた 提供する共生型サービス ていあん じぎょうしょ おこな の提案を事業所に行い、 じぎょうしょ せいび はか 事業所の整備を図ります。</p>

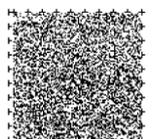


②相談・情報提供

障害者が地域において主体的に生活していくために、様々なサービスを一人ひとりの状況に応じて適切に選択できるように、相談支援機関と連携を図りつつ、ライフステージに即した福祉情報の提供や総合的な相談に応じます。

また、各種のサービスに関する情報が適切に提供されるよう、情報提供体制の充実に努めます。

総合相談・専門相談対応		
施策項目	現状	施策内容
障害者ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> 利用者本人に適切な支援を行うためのサービス等利用計画の作成が必要である。 ケアマネジメントの実施体制が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、個々の障害福祉サービスの利用状況を確認しながら、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。 ケアマネジメントを主に担う相談支援事業所の増加など、実施体制の充実に向けた検討を行うとともに、サービス等利用計画の周知に努めます。



相談・情報提供体制の拡充

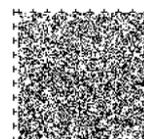
- ・相談を受ける場は増加しているが、十分ではない。
- ・相談支援専門員の数が増加しているが、難病を含む様々な障害に対応できる体制は整っていない。
- ・医療機関、児童発達支援センター及び発達障害児支援室において、障害児の一貫した発達について相談を受けている。
- ・福祉サービスやその他様々な制度についての情報が必要な人に十分行き渡っていない。
- ・医療的ケア児に対応できる支援者が求められている。

- ・ライフステージに即した福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談・情報提供体制の拡充を図ります。
- ・重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な相談体制を構築します。
- ・障害者相談員のスキルアップを図り、地域における相談体制を充実します。
- ・相談支援専門員の研修を行うなど、相談・情報提供機能のさらなる向上を図ります。
- ・難病を含む様々な障害のある方からの多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。
- ・障害児の一貫した発達についての相談を引き続き受けるとともに、ライフステージに即した切れ目ない支援につながるよう、情報共有を行っていきます。
- ・福祉のしおりやホームページをはじめ、様々な方法を活用して、必要の人に必要な情報が行き届くよう情報提供体制の充実を図ります。
- ・地域生活支援拠点事業所等に医療的ケア児コーディネーターの配置を検討します。



とうじしゃかつどうしえん 当事者活動支援		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じ ょ う 現 状	し さ く ない よ う 施 策 内 容
とうじしゃかつどうしえん 当事者活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の受容や理解ができない、あるいは生き方に迷う障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、継続して取り組む必要がある。 ・ 障害当事者に対し、学校等より障害理解に対する助言や講義の依頼があるため、当事者のスキルアップが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害当事者自身によるピアカウンセリングなど相談支援機関を活用し、当事者活動への支援体制の充実を図ります。

しょうがいしゃ たいさく 障害者ひきこもり対策		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じ ょ う 現 状	し さ く ない よ う 施 策 内 容
しょうがいしゃ 障害者ひきこもり対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害児支援室において未就学の障害児及び就学児（不登校児童を含む）の療育を実施し、早期対応によるひきこもりの防止に取り組んでいる。 ・ 家族だけで支えていることが多いため、長期化する傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、行政、医療機関、施設、学校、地域などとの連携や、相談支援事業所の活用により、相談支援・情報提供を図ります。 ・ 障害当事者や家族を支援するため、医療機関への受診等の体制整備を図ります。



「 1 - (1) - ③ 」

③保健医療サービス

障害者が健康を維持し、住みなれた地域や家庭で安心して生活できるよう、保健福祉サービスの充実と医療連携の推進を図るとともに、地域医療の充実、障害者医療・療育の整備の検討を進めます。

保健福祉サービスの充実		
施策項目	現 状	施 策 内 容
保健福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターにおいて、障害者も利用できる保健師・栄養士・歯科衛生士による相談や教室等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターにおいて、健康に関する相談や教室などを引き続き実施していきます。

早期発見・早期治療体制の整備		
施策項目	現 状	施 策 内 容
早期発見・早期治療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害者も対象とする各種健診(検診)を実施しているものの、相談支援等の体制は十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の健診(検診)の受診に関する相談支援等の充実を図るとともに、疾病予防及び早期発見、早期治療のための健診(検診)を引き続き実施します。

4



ちいきいりょう じゅうじつ 地域医療の充実		
しやくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
いりょうれんけい すいしん 医療連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ちいき いりょうきかん 地域の医療機関における しょうがいりかい や しえん 障害理解 や 支援 たいせい こうちく じゅうばん 体制の構築が十分でない。 しょうがい りゆう みに 障害を理由に診ても らえない場合がある。 しょうがいしゃ じゅしん 障害者が受診できる いりょうきかん じょうほう 医療機関の情報が しゅうち 周知されていない。 しょうがいしゃ し か いりょうれん 障害者歯科医療連 けい 携について、障害者歯 か しんりょうじよ かくじゅう ほか 科診療所の拡充を図 っている。 	<ul style="list-style-type: none"> はちおうじしちゅうかくびょういん とうきょう い か 八王子市中核病院（東京医科 だいがくはちおうじいりょう およ 大学八王子医療センター及び とうかいたいがく い がく ぶ ふ ぞくはちおう じびょう 東海大学医学部附属八王子病 いん いっぱんびょういん しんりょうじよ 院）と一般病院、診療所との れんけい すず 連携を進めるとともに、地域の いりょうきかん 医療機関における しょうがいりかい しょうしん しえんたいせい こうちく ほか 促進や支援体制の構築を図りま す。 ちいき しょうがいしゃ りべんせい 地域における障害者の利便性に こうりょ いりょうきかん じょうほうていきょう 考慮した医療機関の情報提供 けんとう について検討します。 しょうに しょうがい 小児・障害メディカルセンター ない しょうがいしゃ し か しんりょうじよ ちゅうしん 内の障害者歯科診療所を中心 とした、障害者歯科医療 れんけい すいしん 連携を推進します。
きゅうきゅういりょうたいせいたう 救急医療体制等 じゅうじつ の充実	<ul style="list-style-type: none"> やかんきゅうきゅうしんりょうじよ うん 夜間救急診療所の運 えい はじ しょうがい う む 営を始め、障害の有無 かか きれめ に関わらず、切れ目の きゅうきゅう いりょうたいせい ない救急医療体制 せいび を整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> しょうがいしゃ たい やかんきゅうじつ きゅう 障害者に対する夜間休日日の救 きゅういりょうたいせい はちおうじし 急医療体制について、八王子市 い し かいとう れんけい ほか 医師会等と連携を図りつつ けんとう 検討します。

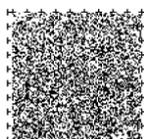


「 1 - (1) - ③ 」

いりょう りょういく せいび 医療と療育の整備		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じょう 現 状	し さ く ない よう 施 策 内 容
いりょう せいび 医療の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児神経外来や小児精神外来及び在宅医療の拠点となる専門医療等、地域の障害者の生活を支えるネットワークの中心を担う医療機関が市内には存在しない。 ・ 成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のための医療体制が十分でない。 ・ 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度・重複障害者の医療について、福祉、保健、医療、教育等障害者支援ネットワークの構築を進めます。 ・ 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の充実を図ります。 ・ 成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のために、地域の医療機関との連携などを図ります。
りょういく せいび 療育の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育を行う事業者は増えていますが、医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場は依然として少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、保健、医療、教育の連携を強化し、障害児の早期療育体制の充実を図ります。 ・ 障害児(医療的ケアを必要とする)のための療育・訓練の場の充実を図ります。

いりょうひじよせい 医療費助成		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じょう 現 状	し さ く ない よう 施 策 内 容
いりょうひ たい 医療費に対 する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者医療費助成を必要としている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の医療費について助成します。

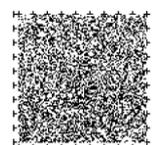
4



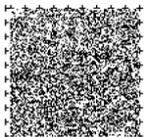
④ 障害児支援

教育・保育等の関連機関と連携を図りつつ、障害児とその家族に対して、乳幼児期から就労期まで一貫した支援の提供を図っていきます。また特に重度・重複障害児や医療的ケア児について支援の充実に取り組んでいきます。

障害児への支援の充実		
施策項目	現 状	施 策 内 容
障害児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 成長に応じた切れ目のない支援を行うため、赤ちゃん訪問等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。 障害児の一貫した発達について相談する場が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「はちおうじっ子マイファイル」配付時等に障害児の相談先パンフレットを配布し、相談先の周知を図ります。 保健福祉センター等と連携し、児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談に取り組みます。 障害者地域自立支援協議会にて、ライフステージに即した切れ目ない支援を行うために、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援するための協議を行います。
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> 病院から地域へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者と家族への支援が求められている。 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師等が重症心身障害児(者)等の自宅を訪問して看護する在宅レスパイト事業を適切に運用し、家族等が休めるようにします。 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議する場において、医療的ケア児への支援について検討します。 重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れを事業者に働きかけます。



しょうがいじほいく ほうかごかつどう よかしえん じゅうじつ 障害児保育・放課後活動（余暇支援）の充実		
しやくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
しょうがいじほいく 障害児保育の じゅうじつ 充実	<ul style="list-style-type: none"> ほいくじよ がくどうほいくじよ ・保育所・学童保育所におけるしょうがいじ ざいせき おける障害児の在籍 すう ぞうか 数が増加しているが、 しょうがいじう せい 障害児受け入れのニ ーズもたか 高まっている。 ほいくじよ ようちえん ・保育所・幼稚園での じゅんかい ほんたつ そうだん 巡回発達相談を じっし 実施している。 ほいくじよ がくどうほいくじよ ・保育所・学童保育所において、しょうがいじ う おいて、障害児の受け い へいりよ 入れに配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ほいくじよ がくどうほいくじよ ひ つづ ・保育所・学童保育所において、引き続き しょうがいじ う い おこな 障害児の受け入れを行うとともに、学童 ほいくじよ しょうがいじ う い かくじゅう 保育所における障害児の受け入れ拡充 を ほか 図ります。 ほいくじよ ようちえん じゅんかいほんたつそうだん ・保育所・幼稚園での巡回発達相談の かくじゅう ほか 拡充を図るとともに、関連機関と連携 し、ほいくじゅうじしゃ 保育従事者のスキルアップに取り組 みます。 しょうがいじがい じどう しゅうだんせいかつ てきおう ・障害児以外の児童との集団生活の適応 のため、ほいくじよとうほうもんしえん かつよう ほか 保育所等訪問支援の活用を図り ます。 ほいくじよとうほうもんしえんじぎょうじよ かくじゅう ・保育所等訪問支援事業所の拡充につい てけんとう て検討します。
しょうがいじ ほうか 障害児の放課 ごかつどう よか 後活動（余暇 しえん じゅうじつ 支援）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ほうかごとう ・放課後等デイサービ じぎょうじよ かず ねんねん ス事業所の数は年々 ぞうか じゅう 増加しているが、重 ど ちょうふくしょうがいじ たい 度・重複障害児を対 しょう じぎょうじよすう 象とする事業所数は じゅうばん 十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> じゅうど ちょうふくしょうがいじ たいしゅう ほうかご ・重度・重複障害児を対象とする放課後 とう 等デイサービス事業所の拡充について けんとう 検討します。 ほうかごとう につちゅういちじしえん ・放課後等デイサービスや日中一時支援 かつよう ほか の活用を図ります。 ほうかごとう につちゅういちじしえん ・放課後等デイサービスや日中一時支援 じぎょうじよ たい てきせつ しどうとう おこな の事業所に対して適切な指導等を行う ことにより、サービスの質の向上を ほか 図ります。



⑤家族支援

障害者とその家族のライフステージに即した相談支援とネットワークづくりを進めるとともに、介護を行う家族への相談支援などのサービスの充実を図っていきます。

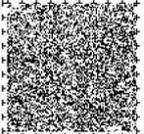
家族の相談・情報提供		
施策項目	現状	施策内容
ライフステージに即した支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害者のライフステージに即した相談支援体制の整備は、十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の家族に対して、ライフステージに即した福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談先の明確化、相談支援体制の周知・充実を図ります。
障害者の家族のネットワークづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の家族会について、設立相談や会場の提供、企画の相談、代表者のサポート等を行っており、継続して取り組む必要がある。 相談先のひとつとして、当事者やその家族との相談の場を必要としている人がいる。 発達障害者の家族同士の情報共有や交流の場が必要とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業の中で、障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会の増加を図ります。 家族会に関する情報の提供を図ります。 発達障害者の家族を支援するため、家族同士の情報共有・交流の場を設け、ペアレントメンターの育成に努めます。

4



かぞく ささ 家族を支えるサービス		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じ ょ う 現 状	し さ く な い よ う 施 策 内 容
かい ご おこな 介護を行う かぞく し え ん 家族支援の じゅうじつ 充実	<ul style="list-style-type: none"> かい ご おこな かぞく しんたいてき せいしん ・ 介護を行う家族が身体的、精神的な疲労で困憊したり、家族の高齢化が進み、支えきれない現状がある。 じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ かぞく ・ 重症心身障害児（者）の家族等が一定時間休養を取れることが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> いちじほごしせつ う い かくだい ・ 一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。 じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ とう ・ 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児（者）の家族等の一定時間の休養取得を図ります。 ふくすう しょうがいじ かぞく とう ・ 複数の障害児がいる家族への支援の充実を図ります。

4



(2) 住まいの確保と整備

基本的な考え方

障害者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、住居の供給、確保を進めるとともに、住宅設備の改善、居住に関する相談・情報提供などの支援を行います。

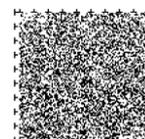
① 住まいの確保

障害者が自立して地域生活を送れるよう、障害者用住宅の整備を図るとともに、グループホーム整備の促進も合わせて進めます。また、居住支援事業の充実も図ります。

4

障害者用住宅の整備		
施策項目	現状	施策内容
障害者用住宅の整備	・障害者住宅のニーズが高。	・障害者が自立して生活できるよう、公営住宅において障害者向け住宅の整備を促進します。

グループホーム整備の促進		
施策項目	現状	施策内容
グループホーム整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化や障害の重度化、家族の高齢化などを背景に、重度・重複障害者も利用できるグループホームの需要がある。 ・重度・重複障害者が利用できるグループホームが不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホームの整備について、事業者に働きかけます。 ・グループホームに対する適切な指導等や、ネットワークづくりの推進により、サービスの質の向上を図ります。



「 1 - (2) - ② 」

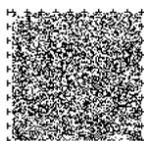
きよじゅうしえんじぎょう じゅうじつ 居住支援事業の充実		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じょう 現 状	し さ く ない よう 施 策 内 容
きよじゅうしえんじぎょう 居住支援事業の じゅうじつ 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住に関する相談 や入居の紹介、 手続きなどの支援 を行っており、継続 して取り組む必要 がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住に関する相談や入居の紹 介、手続きなどの支援の充実を図 ります。

4

②暮らしやすい住宅への改修

しょうがいしゃ せいかつ じゅうたく かいしゅう すす
障害者が生活しやすい住宅への改修を進めるため、個人住宅などの設備の改善
について給付するとともに、改善のための相談を充実します。

じゅうたくせつびかいぜん しえん 住宅設備改善の支援		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じょう 現 状	し さ く ない よう 施 策 内 容
じゅうたくせつびかいぜん 住宅設備改善に関 する相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅設備改善に関 する相談を必要と している人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅設備改善についての相談の 充実を図ります。
じゅうたくせつびかいぜん 住宅設備改善の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅設備改善の給 付を必要としてい る人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が生活しやすい住宅への 改修を促進するため、住宅設備改 善の給付を引き続き行います。



(3) 福祉施設の整備

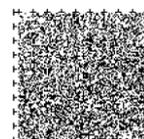
基本的な考え方

障害者の地域生活への移行及び地域定着を促進するために、関係団体と連携しながら通所施設や既存の福祉施設の整備を進めます。

①施設整備の促進

障害者の日中活動の場の充実と社会参加の機会の拡充に向けて、通所施設等の整備を進めます。

通所施設等の整備		
施策項目	現 状	施 策 内 容
通所施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の介護、訓練、創作・生産活動及び相談、就労移行、就労継続に必要な支援をおこなう日中活動施設の数が増加しているが、行動障害や医療的ケア等多様なニーズに対応できる通所施設が必要とされている。 ・ 特別支援学校卒業後の通所施設等の受け入れ時間延長や重度障害者の受け入れ先が不足している。 ・ 肢体不自由者の施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域生活への移行を推進し、障害者の社会参加の機会を拡充するため、通所施設等日中活動の場のさらなる充実を図ります。 ・ 特別支援学校卒業後の通所施設等の受け入れ時間の延長や重度障害者を受け入れられる通所施設等のさらなる整備を進めます。 ・ 肢体不自由者の施設整備を支援します。



2. ともに^{まな}学び、^{はたら}働き、^{しゃかいさんか}社会参加するために

～ ^{きょういく}教育・^{ろうどう}労働・^{しゃかいかつどう}社会活動への^{さんか}参加を^{しえん}支援する^{たいせい}体制の^{じゅうじつ}充実 ～

(1) ^{がくしゅうかんきょう}学習環境の^{せいび}整備

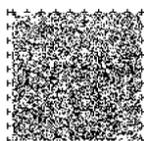
^{きほんてき}基本的な^{かんが}考え方^{かた}

4

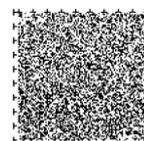
可能な限り全ての^{じどう}児童・^{せいと}生徒が共に^{きょういく}教育を受けられるよう、また、^{しえん}支援を要する^{じどう}児童・^{せいと}生徒が、その^{ねんれいおよ}年齢及び^{のうりよく}能力に応じ、かつ、その^{とくせい}特性を踏まえた^{じゅうぶん}十分な^{きょういく}教育を受けられるよう、^{きょういくかんきょう}教育環境を整備していきます。さらに、^{がくれいきこう}学齢期以降も^{みづか}自らの^{きょうみ}興味や^{きぼう}希望に基づいて、^{まな}学びながら^{じりつ}自立した^く暮らしができるよう、^{しょうがいがくしゅうかんきょう}生涯学習環境を整備します。

① ^{しえん}支援を要する^{じどう}児童・^{せいと}生徒への^{きょういく}教育の^{じゅうじつ}充実

^{かんけいきかん}関係機関との^{れんけい}連携のもと、^{しょうがいじ}障害児を受け入れる^{がっこう}学校の^{たいせい}体制などの^{せいび}整備、^{つうじょう}通常の^{がっきゅう}学級における^{しょうがいりかい}障害理解の^{すいしん}推進や^{しえん}支援の^{じゅうじつ}充実を図るとともに、^{だいがく}大学などの^{こうとうきょういく}高等教育の^{きかい}機会^{かくほ}の^{つと}確保に努めます。



通常学級における支援と障害理解の推進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
通常学級における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理士による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 保育園・幼稚園・小学校等の連携により、保育・教育関係者の連携及び知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 特別な支援を必要とする児童・生徒数が年々増加しており、その背景も多様化・複雑化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、心理士による巡回指導や学校サポーターの配置による学習環境のさらなる整備を引き続き行います。 就学支援シートの活用により、支援が必要な児童に良好な教育環境を提供します。 小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。 小中学校におけるマイファイル作成のため、各学校が保管、引き継いでいく支援が必要な児童・生徒の情報をまとめるサポートファイルの仕組みを推進します。 総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、保護者や児童・生徒、学校からの相談への対応の充実を図ります。 幼児期からの相談体制を含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制の仕組みを構築します。



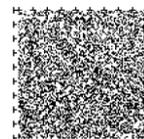
<p>通常学級における障害理解の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級の児童・生徒、保護者、教職員に対して、障害理解のためのガイドブックを活用した授業や、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。 ・インクルーシブ教育が推進されている。 ・学校において児童・生徒の発達段階や障害に応じた指導・支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行っていきます。 ・小学生を対象に、ガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。 ・共生社会の実現を目指して、副籍制度や障害者施設との交流等により、障害のある子どもとない子どもとの共同学習や、地域の障害者との交流を通して障害に対する理解を深めていきます。
------------------------	---	--

就学前の療育・特別支援学級の充実		
施策項目	現状	施策内容
<p>就学前の療育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備はまだ十分ではない。 ・就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育に関する相談ができる場や療育ができる機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。 ・就学前の障害児の療育に関する相談機能の充実を図ります。



<p>とくべつしえんがつきゅう 特別支援学級 の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級の需要が高まっている地域において、さらなる学ぶ環境の充実に取り組んでいく必要がある。 障害児については、就学前に関係機関が情報共有を行い、就学後の適切な支援につながっているが、さらなる取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて、知的障害（固定制）学級の新設や特別支援教室拠点校のグループ再編について検討していきます。 子ども達の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会を得られるよう教員の育成を図っていくと同時に、特別支援コーディネータを中心とした、校内での指導・支援体制の充実に図ります。 特別支援学級において、障害児が十分な教育を受けられるよう、合理的配慮の視点を持った施設の整備や支援機関等の活用を図ります。 引き続き、就学前から関係機関との連携を進め、より適切な支援や、教育内容の充実に近づけます。
--	--	--

<p>こうとうきょういく きかい かくほ 高等教育の機会の確保</p>		
<p>しざくこうもく 施策項目</p>	<p>げん じょう 現 状</p>	<p>し ざく ない よう 施 策 内 容</p>
<p>こうとうきょういく 高等教育の きかい かくほ 機会の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一部の大学では、障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めているが、依然として障害者が高等教育を受ける機会を得るのは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に障害者の受け入れと障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。 大学コンソーシアム八王子において、障害者を含む多様な学生への対応について、理解を深めていきます。



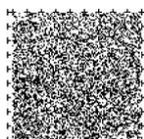
「 2 - (1) - ② 」

② 生涯学習の推進

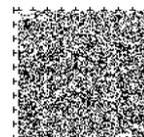
障害者が主体的に生涯学習活動に参加し、学びの成果を活かして、ともに充実した地域生活を送れるよう、多様な学習機会の提供や活動の場の確保を行うとともに、障害者が講座や講習を受けるための環境整備に努めます。

4

がくしゅうきかい かくだい 学習機会の拡大		
し さく こう もく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
<p>がくしゅうきかい かくだい 学習機会の拡大</p> <p>し さく こう もく 施策項目</p> <p>こうざ こうしゅう う 講座・講習を受ける ための環境整備</p>	<p>しみんこうざ こうしゅう かいさいじょうほう ・市民講座・講習の開催情報 と合わせて、障害者に対する こうざじゅこうりょう げんめんせいど 講座受講料の減免制度 について周知しているが、 しみんこうざとう さんかしゃすう 市民講座等への参加者数 はまだ少ない。</p> <p>しょうがいしゃ しゃかいせいかつ おく ・障害者が社会生活を送る うえ ひつよう ちしき のうりよく がく 上で必要な知識や能力を学 しゅう きかい ひつよう 習する機会が必要とされて いる。</p> <p>しみんこうざ こうしゅう しょうがいしゃ ・市民講座・講習に障害者 が参加しやすいよう、会場、 せつび しりょう くふう ほどこ 設備や資料に工夫を施す とう さまざま とりくみ おこな 等の様々な取組を行っている が、引き続き障害者への はいりよ ひつよう 配慮が必要である。</p>	<p>しみんこうざ こうしゅう かいさい ・市民講座・講習の開催 じょうほう しょうがいしゃ たい 情報や障害者に対する こうざじゅこうりょう げんめんせいど 講座受講料の減免制度に ついて、ひきつづ 市の ホームページ等で情報 ていきょう おこな しょうがいしゃ 提供を行い、障害者の しょうがいがくしゅう さんか きかい 生涯学習への参加機会 の拡大を図ります。</p> <p>しょうがいしゃ たいしやう こう ・障害者を対象とした講 ざ こうしゅう ふ 座・講習を増やしたり、 いっばん こうざ こうしゅう 一般の講座・講習におい ても障害者が参加しや しいりよ おこな しょう すい配慮を行うなど、生 がいがくしゅう さんか きかい 涯学習への参加機会の かくじゅう はか 拡充を図ります。</p>



自主的な学習活動の支援		
施策項目	現状	施策内容
自主的な学習活動 を行うための場の 提供	<ul style="list-style-type: none"> 各大学等の施設開放状況 (図書館施設・運動施設・ 教室等)を大学コンソーシ アム八王子のホームページ にて公開しているが、自主 的な学習を行うための場が さらに必要である。 施設の使用料の減免やバリ アフリー化など障害者への 学習支援を行っているが、自 主的な学習活動を行うため のさらなる支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の開放状況について 情報提供を行うとと もに、大学等に施設開放へ の協力を働きかけます。 障害者が自主的な学習 活動を行うためのグルー プの活動を支援します。 自主活動グループを支援 するため、講師、指導者 等の派遣を進めます。



しゅうろうしえん
(2) 就 労 支 援

きほんてき かんが かつ
基本的な 考 え 方

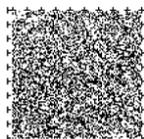
ちいき じりつ しゃかいさんか すす しゅうろう かん そうだんきのう じゅうじつ はか
地域における自立と社会参加を進めるため、就 労 に関する相談機能の充実を図
るとともに、きぎょうとう しょうがいしゃこよう そくしん かくしてきしゅうろう かつよう
多様な就 労 の機会の拡 充 や、就 労 定 着 の促進を図ります。

しゅうろうしえん そくしん
① 就 労 支 援 の 促 進

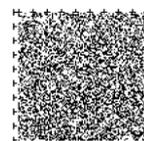
しょうがいしゃおよ ぎぎょう しゅうろう かん じょうほうていきょう そうだんきのう きょうか しゅうろう そくしんおよ
障害者及び企業への就 労 に関する情報提供・相談機能を強化し、就 労 の促進及
び定着の支援を行います。また、きぎょう しょうがいしゃ こよう かんきょう せいび
企業が障害者を雇用しやすい環境の整備や、
しょうがいしゃふくしせつ かんこうじゅ かくだい なんびょう かく しょうがいしゃ しゅうろう きかい
障害者福祉施設における官公需の拡大など、難病を含めた障害者の就 労 の機会の
かくじゅう はか
拡 充 を図ります。

4

じょうほうていきょう そうだんきのう きょうか 情報提供・相談機能の強化		
しきくこうちく 施策項目	げん じょう 現 状	し きく ない よう 施 策 内 容
じょうほうていきょう 情報提供・ そうだん きのう 相談機能の きょう か 強化	しゅうろう きぼう しょうがいしゃ こよう き ・就 労 希望の障害者、雇用を希 ぼう きぎょう たい しょうがいしゃ 望する企業に対して、障害 こよう かん しょうほうおよ しょうがい 雇用に関する情報及び障害 しゃしゅうろう かん じょうほう こうかん 者就 労 に関する情報の交換 はっしん おこな じゅうがん や発信を行っているが、十分 ではない。	しょうがいしゃしゅうろう せいかつしえん ・障害者就 労 ・生活支援センタ とう れんけい ひ つづ しょうがいしゃ 一等と連携し、引き続き障害 む しょうきぎょうそうだん じっし 向けの職業相談を実施すると しょうがいしゃ きぎょう そうほう ともに、障害者と企業の双方に む なんびょう かく しょうがいしゃ 向けた難病を含めた障害者の こよう かん じょうほう はっしん きょう 雇用に関する情報の発信を強 か 化します。



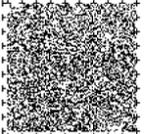
就労の促進と定着支援		
施策項目	現 状	施 策 内 容
就労ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 障害者地域自立支援協議会において、支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係各所との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。 特別支援学校の卒業生を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者地域自立支援協議会を活用し、ハローワークや障害者就労生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携などを図りながら、難病を含めた障害者の就労を支援します。
就労移行支援施設等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の卒業生を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援施設等の活用などにより、就労への移行を促進します。
個別移行支援計画の活用	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、就労生活支援センターなどが中心となって、障害者・家族・学校・通所施設（福祉的就労）・企業などが連携し、就労支援を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、就労生活支援センターなどが中心となって、障害者・家族・学校・通所施設（福祉的就労）・企業などが連携し、就労支援を促進します。
就労定着支援の活用	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）新設のサービスのため、今後さらなるサービスの浸透を図り、就労定着の支援に繋げていきます。



「 2 - (2) - ① 」

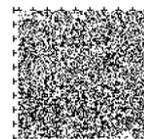
きぎょう けいはつ およ じゅうろう せいの かいだい 企業への啓発及び就労・雇用の拡大		
し さく ころも く 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
きぎょう けいはつ 企業への啓発 およ じゅうろう 及び就労・ こよう かいだい 雇用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> すべ きぎょうとう しやうがい ・ 全ての企業等が障害 しやほうてい こようりつ たっせい 者法定雇用率を達成 しているわけではない。 し ないきぎょう しやうがいしや ・ 市内企業への障害者 こよう はたら かいだい 雇用の働きかけや障 がいしやしゅうろう せいかつ し えん 害者就労・生活支援 センターのジョブコ ーチの派遣等を行っ ているが、障害者が はたら くための職場環 境 の整備はまだ十分と は 言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> しやうがいしやほうてい こようりつ だんかいてき ひ き ・ 障害者法定雇用率が段階的に引き上 げられることを踏まえて、引き続き し ないきぎょう しやうがいしやこよう じつれいとう じょう 市内企業へ障害者雇用の実例等の情 ほう ていきょう しやうがいしやこよう り かい およ 報を提供し、障害者雇用への理解及び しよくばかんきょうせいび そくしん はたら 職場環境整備の促進を働きかけます。 しやうがいしやしゅうろう せいかつ し えん ・ 障害者就労・生活支援センターの ジョブコーチの派遣等により、企業 が雇用しやすい環 境を整備します。 し やく しよ 安定した しやうがいしや ・ 市役所において安定した障害者の こよう すいしん 雇用を推進します。 しやうがいしや せつきよくてきこよう おこな ・ 障害者の積極的雇用などを行ってい る企業を表彰します。

4



ふくしてきしゅうろう そくしん
福祉的就労の促進

施策項目	現 状	施 策 内 容
<p>つうしょしせつ 通所施設での ふくしてきしゅうろう 福祉的就労の そくしん 促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の通所施設（福祉的就労）の施設数と利用者数は増加しているが、利用者のニーズを満たしていない施設がある。 ・ 「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や指定管理者、外郭団体から障害者就労施設等への物品やサービスの優先的な発注を行っているが、今後も継続的に官公需を拡大するとともに、民間からの発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。 ・ 障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図ったが、さらなる取組が必要である。 ・ 障害者の福祉的就労の機会拡大等のため、農福連携の取組が期待されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所施設（福祉的就労）に対し、適切な指導等を行うことにより、サービスの質の向上を働きかけます。 ・ 障害者地域自立支援協議会の日中活動支援事業所連絡会で、の検討を通じ、障害者の工賃の向上を視野に入れて、官公需のさらなる拡大を図るとともに、「かてかて」と連携しつつ民間企業等に対して障害者福祉施設等への積極的な発注を働きかけます。 ・ 就労継続支援事業などを活用することにより、障害者の福祉的就労を促進します。 ・ 関係所管と連携し、地域の実情を踏まえた農福連携の実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求めます。



(3) 社会参加の促進

基本的な考え方

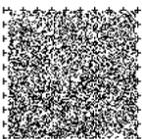
障害者の社会参加を促進するため、様々な分野の社会活動の機会を積極的に
つくり、充実した日常生活を送ることができるよう支援します。

① 様々な活動への参加促進

障害者が積極的に社会参加できるよう、地域活動やスポーツ・文化・表現活動を
支援します。

4

社会参加への環境整備		
施策項目	現状	施策内容
社会参加への 環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 市内の美術館や市民会館、 スポーツ施設等において 入館料や使用料の減免を 実施し、障害者が社会参加し やすい環境の整備を図って いるが、今後も拡充を図る 必要がある。 福祉まつりやふれあい運動会 等のイベントへの障害者の 参加を促進しているが、引き続 き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者がスポーツ、文化、レ クリエーションなどの社会 参加活動により参加しやすい 環境をつくるために、関係 機関・団体への啓発を進めま す。また、社会福祉協議会との 連携を図り、ボランティアセン ターや市民活動支援センター の活用による環境整備やボラ ンティア活動を促進します。



(4) まちづくりの推進

基本的な考え方

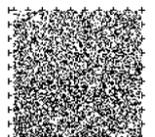
当事者の参画により、誰にでも開かれたまちづくりを推進するため、建築物や公共施設・公共交通機関・情報のバリアフリー化を進めるなど、安全で快適な都市環境の形成を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。

① 交通機関・建築物等のバリアフリー化の推進

福祉のまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化や移動環境の整備を図ります。

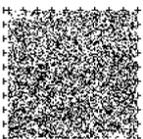


建築物等のバリアフリー化		
施策項目	現状	施策内容
建築物等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の建物、道路や歩道、交通機関、既存の施設のバリアフリー化及び街中での障害者への公共情報の表示を進めているが、まだ十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりを推進するために、関係機関への啓発を進めるとともに公共建築物、道路や交通機関などの整備においては、その検討段階に障害当事者が参加することで、障害者が安全に利用できる施設整備を促進します。また、視覚・聴覚障害者への情報提供として点字や音声案内システム・電光掲示板等の活用を図ります。 既存の施設についてもバリアフリー化を進めていきます。 多数の人が利用する施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。



移動環境の整備

施策項目	現 状	施 策 内 容
<p>移動環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、バスのノンステップ化など、障害者の移動環境の整備がなされてきたが、さらなる取組が必要である。 自転車の道路上の放置台数や撤去台数は年々減ってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。 障害者の移動環境整備のため、低床ノンステップバスなどバス交通のバリアフリー化を引き続き促進していきます。 自転車駐車場や駐輪帯の整備を継続するなど、放置自転車をなくす対策を進めていきます。 思いやり駐車スペースを拡充します。 リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保については、引き続き取り組んでいきます。



② 情報のバリアフリー化

障害者が社会参加し、日常生活を行うための各種通訳者等の養成の促進や情報機器の適切な支給を行い、各障害に応じた情報の提供を行います。

通訳者等の養成配置		
施策項目	現状	施策内容
通訳者等の養成配置	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等については継続的な養成事業を行っているが、登録者数の減少に加えて高齢化も進んでいるため、さらなる養成の取組が必要である。 失語症者向け意思疎通支援者の養成を開始したが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者の養成の促進を図り、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。 失語症者向け意思疎通支援者の養成のほか、失語症者の社会参加のため、失語症サロンの立ち上げ促進に努めます。

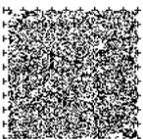
4

情報機器の活用		
施策項目	現状	施策内容
情報機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> 適切な日常生活用具を給付することにより、障害者への情報提供環境の整備を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会環境の変化に応じて障害者等へのより適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。



「 2 - (4) - ② 」

かくしょうがい おう じょうほうていきょう すいしん 各障害に応じた情報提供の推進		
しさをくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
かくしょうがい おう 各障害に応じ た情報提供 の推進 すいしん	<ul style="list-style-type: none"> かくしよかん おんやくしりょう ・各所管において音訳資料・ てんじしりょう しゅわどうが さくせい 点字資料・手話動画の作成 などをおこなっているが、かくしょうがい におう たいきょう に応じたサービスの提供が もと 求められている。 しゅわつうやくしや ようやくひつき かつよう ・手話通訳者や要約筆記を活用 しているが、じゅうぶん 十分ではない。 れいわがねん ねん どくしよ ・令和元年(2019年)に読書 バリアフリー法が公布・しこう ほう こうふ しこう 施行 された。 	<ul style="list-style-type: none"> かくしょうがい おう じょうほうていきょう ・各障害に応じた情報提供の ほうさく すいしん 方策をさらに推進します。 けんしゅうどう つう どう ・研修等を通じてイベント等に おけるしゅわつうやくしや ようやくひつき おける手話通訳者や要約筆記 かつよう うなが りよう そくしん の活用を促し、利用を促進し ます。 としよかん たくはい ・図書館において宅配サービス、 おんやくしりょう てんじしりょう さくせい 音訳資料・点字資料の作成、 たいめんろうどく おこな どくしよ 対面朗読などを行い、読書 かつどう すいしん 活動を推進します。

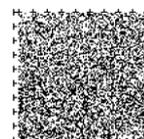


③防災・防犯対策の整備

当事者参画により防災・防犯対策を推進するとともに、障害者にとって安全で快適な都市環境や生活環境を整えます。

ぼうさいたいさく すいしん 防災対策の推進		
しやくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
ぼうさいたいさく 防災対策 すいしん の推進	<ul style="list-style-type: none"> さいがいじ しょうがいしゃ ちいき ・災害時に障害者を地域で支援するための「障害がある方のための防災マニュアル」及び「障害者サポートマニュアル」の周知を行い、防災意識の向上を図っているが、見直しとさらなる周知が必要である。 しょうがいしゃおよ しえんしゃ し そうごうぼうさいくねん さんか ・障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めているが、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。 かくさいがい おう ふくしひなんじよ ・各災害に応じた福祉避難所（二次避難所）のあり方を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ひなんしえん ぜんたいけいかく しゅうち ・避難支援プラン（全体計画）の周知を図ります。 さいがいじ ひつよう しえんたいせい ちいき ・災害時に必要な支援体制として、地域支援組織の結成と避難支援プラン（個別計画）の策定を促進します。 しょうがいとうじしゃ たいしやう しょうがい ・障害当事者を対象とする「障害がある方のための防災マニュアル」及び支援者向けの「災害時障害者サポートマニュアル」の見直しを行い周知・活用を図ります。 しょうがいしゃ ぼうさいくねんとう せつぎよくてき ・障害者が防災訓練等に積極的に参加できるよう支援し、地域としての防災意識の高揚を図ります。 かくさいがい おう ふくしひなんじよ にじひなんじよ ・各災害に応じた福祉避難所（二次避難所）のあり方を関係機関と検討し、災害時の対応の改善を図ります。

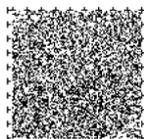
4



<p>避難所の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の備蓄品の整備や入所施設への緊急連絡用無線機の配備、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項を記載した「福祉避難所運営マニュアル」の策定などを行ったが、より適切な運営ができるよう見直しが必要である。 災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなど配慮が必要なことがある。 避難場所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備やさらなる備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所(二次避難所)の環境を整備します。 「福祉避難所運営マニュアル」を見直し、福祉避難所として活用する入所施設に対して、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。 災害発生時の避難場所等において、コミュニケーションを円滑に行うツールとして作成した「コミュニケーション支援ボード」の活用を図ります。
---------------	---	---

4

ぼうはんたいさく すいしん 防犯対策の推進		
しさくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
ぼうはんたいさく 防犯対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。 防犯対策パンフレットについては、文字を大きくしたり簡潔で分かりやすい表現、レイアウトにするなどの工夫を行ったが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯講座における障害者への配慮と周知を図ります。 防犯パンフレットについては、より多くの障害者が活用できるよう配慮します。



3. ともに支えあうために

～ 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 ～

(1) 地域福祉推進の基盤づくり

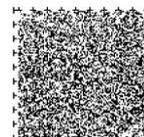
基本的な考え方

地域福祉推進の基盤づくりを図るため、福祉・保健・医療の担い手の養成・確保を図り、合わせて、福祉・保健・医療の連携体制を強化するとともに、障害者や全ての市民の交流を促進します。

4

① 推進体制の整備

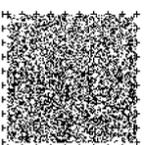
地域福祉推進の基盤づくりを図るため、福祉・保健・医療の人材を確保し、また、関係機関相互の連絡調整による地域でのケア体制を整えるとともに、ボランティアグループ、NPO、住民参加型団体などの多様なサービスの担い手の育成と体制の整備に努めます。



「 3 - (1) - ① 」

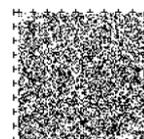
ふくしじんざい ししつこうじょう かくほ 福祉人材の資質向上と確保		
しさくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
ふくし かんけいしゃ 福祉関係者 の ししつこうじょう 資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ しょうがいふくしせつとう しょく 障害福祉施設等の 職 員を たいしょう ぎゃくたいぼう 対象に、虐待防 止や ぼうはん ぼうさい かんせん 防犯・防災、感染 症 しょうたいさくとう かん けん 対策等に関する研 修 しゅう じっし 修を実施しているが、 ふくし かんけいしゃ 福祉関係者のさらなる ししつこうじょう もと 資質向上が求められて いる。 ・ ししつこうじょう さまざま 資質向上のために様々 な けんしゅう じゅこう きぼう 研修の受講を希望 する こと がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ しょうがいふくしせつとう しょくいん たい ぎゃく 障害福祉施設等の 職員に対して、虐 待 たいぼうし ぼうはん ぼうさい かんせんしょうたいさくとう 防止や防犯・防災、感染症対策等に かん けんしゅう さんか はばひろ よ 関する研修への参加を幅広く呼びか け、ふくし かんけいしゃ ししつこうじょう ほか け、福祉関係者の資質向上を図ります。 ・ ふくし かんけいしゃ じょうほうこうかん ほか 福祉関係者の情報交換の場をつくる など、じぎょうしゃかん れんけいきょうか ほか 事業者間の連携強化を図ります。 ・ ししょくいん じぎょうしゃ せつぎよくてき ほか 市職員が事業者に積極的に関わるこ とにより、てきせつ しどう おこな 適切な指導を行います。 ・ がいぶけんしゅう じょうほう ていきょう じゅこう 外部研修の情報を提供し、受講を うなが こと して ししつ こうじょう ほか 促すことで資質の向上を図ります。
ふくしじんざい 福祉人材の かくほ 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ しょうがいしゃふくしせつとう なか 障害者福祉施設等の中 には、じんざい かくそく 人材が不足して いる じぎょうしょ おお み 事業所も多く見ら れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ し ない たいがく れんけい 市内の大学やハローワークと連携する とともに、ふくししょくば こよう 福祉職場の雇用につながる じょうほうとう ひろ ほうしん 情報等を広く発信します。また、し ないじぎょうしゃ れんけい しゅうしょくそうだんかい じつ 内事業者と連携した就職相談会を し じんざい かくほ つと 実施し、人材の確保に努めます。

4



ちいき 地域ケアのネットワークづくり		
しやくこうもく 施策項目	げんじょう 現 状	しやくないよう 施 策 内 容
ふくし ほけん いりょう 福祉・保健・医療 の連携体制の推 しん 進	ふくし ほけん いりょう かくきかん ・福祉・保健・医療の各機関 がひつようおうてきぎれん が必要に応じて適宜連 絡調整を図っている が、ひきつづとく 引き続き取り組んで いくひつよう 必要がある。	りようじようきょう ・サービスの利用状況などを把握 し、かんけいしゃかん れんらくちようせい はか 関係者間の連絡調整を図り、 じようほう かつよう その情報を活用します。

しゃかいふくしきようぎかい たいせいせいび 社会福祉協議会の体制整備		
しやくこうもく 施策項目	げんじょう 現 状	しやくないよう 施 策 内 容
しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会 のたいせいせいび 体制整備	・CSW（コミュニティソ ーシャルワーカー）を はいち ちいきふくし すいしん 配置した地域福祉推進 きよてん せつち すず 拠点の設置を進めてい るが、こんご かくじゅう はか 今後、も拡充を図 るひつよう 必要がある。	・ちいきふくし かくじゅう はか 地域福祉の拡充が図られるよう に、しゃかいふくしきようぎかい たい てきせつ 社会福祉協議会に対して、適切 なじぎょう てんかい たいせい 事業を展開するための体制づく りをしえん 支援します。 じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう ・重層的支援体制整備事業におい てほうかつてき そうだんたいせい こうちく て包括的な相談体制を構築する ため、しゃかいふくしきようぎかい れんけい 社会福祉協議会と連携して CSW（コミュニティソ ーシャル ワーカー）のいくせい すず 育成を進めます。



「 3 - (1) - ② 」

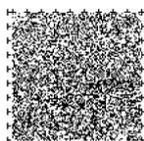
② 交流活動の促進

障害のある人もない人も、交流活動を通じて理解を深めあう場や機会を拡充します。

交流の場の整備		
施策項目	現 状	施 策 内 容
交流の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害者同士の交流の場はあるが、その他の交流の場を求め声もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の孤立化を防止するため、身近な場所で、気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。

4

交流活動の促進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
様々な交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現に向けて障害のある人となない人が様々な機会に交流することが求められている。 福祉施設等での職場体験や「福祉まつり」、「ふれあい運動会」、「手作り作品展」等を通じて交流事業の推進を図っているが、さらなる取組が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者との多様な交流活動を進めるため、学校行事や生涯学習への参加を促進するとともに、保育所、児童館などでの交流事業や地域コミュニティ施設などでの交流事業を推進します。 障害のある人となない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。
障害者施設の地域との交流	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設と地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進します。 障害者施設で行う行事・日常活動に際して、ボランティアセンター登録ボランティアを各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会を拡大を図ります。



(2) 福祉コミュニティの創造

基本的な考え方

障害のある人もない人も、ともに支えあう地域福祉を推進するため、ボランティア活動を推進し、人として尊重しあえる地域社会を創造していきます。

①意識のバリアフリー化

全ての市民が障害者について正しい理解と認識をもち、学校教育や生涯学習の場において、障害者福祉についての理解を深めるため、多様な機会を設け、地域福祉に関する広報・啓発活動を推進します。

4

障害理解を深める教育の推進		
施策項目	現状	施策内容
学校教育・生涯学習での福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設等における職場体験の推進や、小中学校における「車いす体験」「点字体験」「アイマスク体験」「障害当事者の講話」等を行っているが、障害に対する理解の促進を引き続き進める必要がある。 障害理解のためのガイドブックを活用し、福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設等での職場体験を推進し、障害者との交流など教育現場での福祉教育の推進を図ります。 心身障害者福祉センターにおいて福祉講演会を開催し、生涯学習の分野における障害者福祉についての理解を深め、意識のバリアフリー化を図ります。 教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。 引き続き、小学生向けのガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。

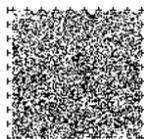


「 3 - (2) - ① 」

しょうがいりかい ふか けいはつかつどう
 障害理解を深める啓発活動

しやくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
こうほう 広報・イベ ントによる けいはつかつどう 啓発活動	・ 広報やホームページ、 イベントや出前講座 等の開催、障害理解の ためのガイドブックの 発行等を通じて障害者 差別の解消と障害理 解の促進を図っている が、今後も継続してい く必要がある。	・ リーフレット、福祉のしおり等を 活用した福祉情報の提供や障害理 解を深めるためのガイドブック等 の活用、広報紙への障害に関する 記事の掲載、出前講座の開催などに より啓発を図ります。 ・ 町会・自治会・民生委員・障害者地 域自立支援協議会など、地域の各種 団体と連携し、福祉・体験型イベ ントや、差別禁止条例及び差別解消 法の周知イベント等を広く実施し ます。
しょうがいしゃ 障害者サポ ーターの養成	・ 市民や事業者の間で障 害理解を広め、障害者が 暮らしやすい地域をつ ていく必要がある。	・ 障害に関する正しい理解と認識 を持ち、障害者が地域で暮らすた めの手助け等を行う障害者サポー ーターの養成を行います。

4

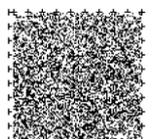


②ボランティア活動の推進

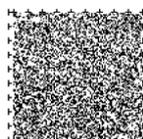
障害者の地域生活を支援するため、幅広い市民の参加を得てボランティア活動を推進し、ボランティアの養成やボランティア組織の連携充実を進めます。

ボランティア組織間の連携充実		
施策項目	現 状	施 策 内 容
ボランティア組織間の連携充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターなどの団体等で構成される地域の参加支援に関する情報交換会を開催し、ボランティアに関する情報共有や意見交換を行っているが、さらに連携を充実させていく必要がある。 ・ 市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティア参加募集を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動の情報提供を充実させます。 ・ 市民活動支援センターや各大学等のボランティア派遣組織などとの連携・充実を図ります。 ・ 障害福祉関係のイベント等における学生ボランティアの活用を図ります。 ・ 基盤としてのボランティアセンターとボランティア組織との連携の充実を図ります。

4



ボランティア活動の拡大 <small>かつどう かくだい</small>		
施策項目 <small>し さく ころもく</small>	現 状 <small>げん じょう</small>	施 策 内 容 <small>し さく ない よう</small>
参加のための 環境整備 <small>さんか かんきょうせいび</small>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会のホームページSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等やボランティアに関する各種講座の開催やボランティア募集に関する情報の周知を図ったり、青年層のボランティア体験を推進したりするなど、参加のための環境整備を行っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もがボランティア活動に参加しやすいように、情報の提供や活動メニューの整備などを行います。 体験企画などによるボランティア活動を推進します。 学生等の体験ボランティアの受け入れ先を整備します。
ボランティアの 養成と組織化 <small>ようせい そしきか</small>	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア養成講座については、地域活動支援センターや病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、受講者にボランティア組織への入会を勧めるなどの取組を行っている。 地域・企業・団体のボランティア活動への参加が図られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関とのさらなる連携を図り、ボランティア養成講座の充実と講座修了者の組織化を図ります。 ボランティア・コーディネーターの研修・養成講座を実施し、個人・団体に対して情報の提供を行い、人材の適切な活用を図ります。 市内の大学等と締結した協定に基づき、各種事業への学生ボランティアの参加を募るなど、ボランティアの活用を図ります。



(3) 権利擁護

基本的な考え方

人として尊厳をもって生きることができるように、障害者差別や虐待防止に対する取組など、権利擁護の推進や成年後見制度の適切な活用を図るとともに、これらについて積極的に周知していきます。

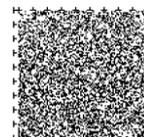
① 権利擁護の推進

権利擁護についての啓発活動を推進し、障害者の権利にかかる国内外の動向を踏まえながら障害者差別や虐待防止に対して取り組みます。

また、社会福祉協議会などによる地域福祉権利擁護事業を活用するなど、権利擁護を進めます。合わせて成年後見制度の利用を促進します。

4

権利擁護の推進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや虐待の防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護を推進しているが、引き続き推進していく必要がある。 事業者に対して合理的な配慮を周知・啓発をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動をさらに推進します。 社会福祉協議会等による地域福祉権利擁護事業などを活用します。 障害者サポーター養成講座等により事業者への障害理解の周知啓発を行います。



「 3 - (3) - ① 」

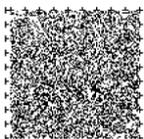
成年後見制度の適切な活用

施策項目	現 状	施 策 内 容
成年後見制度 の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。 成年後見制度を必要としている人が一定数おり、相談内容が複雑化している。 市民後見人の養成及び法人後見の受任について検討、実施を進めることで、積極的に制度の活用を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。 費用の助成がなければ障害福祉サービスの利用が困難な方を対象に成年後見制度の利用に係る費用の助成を行うことにより、制度のさらなる活用を促進します。

4

障害者差別禁止の取組

施策項目	現 状	施 策 内 容
障害者差別 禁止の取組	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解のためのガイドブックの作成やイベントの開催を通じて、市民や事業者に対して差別禁止の周知を行っているが、まだ周知が十分ではない。 市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受けており、差別を受ける障害者が一定数いる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解のためのガイドブックや合理的な配慮の好事例集、イベント、障害者サポーター養成講座を通じて、条例の市民・事業者への周知に努め、障害者理解の取組を推進します。 市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受け、問題解決や障害理解の浸透に努めます。



だい 第 5 しょう 章

サービス提供^{ていきょう}について

5

しょう がい ふく し けい かく
(障害福祉計画・

しょう がい じ ふく し けい かく
障害児福祉計画)



1

しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく 障害福祉計画・障害児福祉計画について

しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかくは、ちいき あんしん く ひつよう しょうがい
障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害
ふくし サービスやちいきせいかつしえんじぎょうとうのサービス ていきょうたいせい じゅうじつ はか しょうがい
福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障害のあ
る方が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画で
かた じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
す。国の基本指針や東京都の基本的な考え方等を踏まえ、令和5年度(2023年度)
くに きほんししん どうきょうと きほんてき かんが かたとう ふ れいわ ねんど
までの成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、
せいかもくひょう かつどうしひょう せってい
必要なサービス量^{ひつよう}の確保^{りよう}を図ります。 ^{みこみりよう} ^{さだ}

2

けいかく きほんりねん さだ じこう 計画の基本理念と定める事項

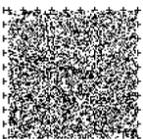
5

(1) けいかく きほんりねん 計画の基本理念

- しょうがいしゃ じりつ しゃかいさんか そくしん はか
①障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、障害福祉サー
ビスの ていきょうたいせい じゅうじつ
提供体制を充実させます。
- しょうがいふくし サービスの じっししゆたい 実施主体として、必要な ひつよう しょうがいふくし
しょうだいしえんとう
障害福祉サービスや相談支援等の
けいかくてき ていきょう つと
計画的な提供に努めます。
- ちいきせいかつ いこう ていちゃく けいぞく しゅうろうしえん しょうがいじしえん さまざま
③地域生活への移行・定着・継続や就労支援、障害児支援といった様々なサービ
スの ていきょうたいせい ととの
提供体制を整えるとともに、しょうがいしゃ せいかつ ちいきぜんたい しえん
きよてんとう うんよう はか
拠点等の運用を図ります。

(2) ほんけいかく さだ じこう 本計画に定める事項

- しょうがいふくし サービス、しょうだいしえんおよ ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かが
①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る
せいかもくひょう かつどうしひょう
成果目標と活動指標
- かくねんど における していしょうがいふくし 指定障害福祉サービス、していちいきしょうだいしえんまた していけいかくしょうだい
②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談
しえん ちいきせいかつしえんじぎょう しょうがいじしえん しゆるい ひつよう りよう みこ およ みこみりよう
支援、地域生活支援事業、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量
かくほ ほうさく
の確保のための方策
- しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく かくねんど たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか
③障害福祉計画及び障害児福祉計画の各年度における達成状況を点検及び評価
するほうとう
する方法等



3

しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 令和5年度（2023年度）の成果目標・活動指標の設定

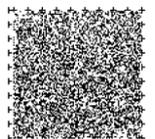
福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の運用、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針や東京都の基本的な考え方を踏まえ、令和5年度（2023年度）を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

せいかもくひょう
成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき数値目標として設定します。項目ごとの成果目標について、少なくとも1年に1回はその進捗状況を分析・評価したうえで必要な対応を行うこととされています。

かつどうしひょう
活動指標

本市が設定した成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価することとされています（成果目標と合わせて少なくとも1年に1回は行うとともに、より頻繁に行うことが望ましいとされています。）。



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

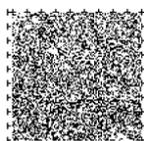
- ・令和5年度（2023年度）末までに、平成31年度（2019年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度（2023年度）末の施設入所者数を平成31年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。（児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用することとした施設を除く。）

【東京都の基本的な考え方】 ※東京都が令和2年（2020年）12月に案として示したもの

- ・地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針に即して、平成31年度（2019年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本に、区市町村の状況も踏まえて成果目標を設定する。
- ・施設入所者数の削減については、東京都においては、入所待機者が一定数で推移していること、最重度の障害者など入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズにこたえていく必要があること、都内の未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」を整備する必要があること、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を受け入れるために、地域移行によって生じた都内の障害者支援施設の空き定員を活用する必要があることなどを踏まえる必要がある。

【東京都の目標】 ※東京都が令和2年（2020年）12月に案として示したもの

- ・東京都においては、平成17年（2005年）10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとするこれまでの計画の目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組む。



【市の基本的な考え方】

- ・令和5年度（2023年度）末までに、平成31年度（2019年度）末時点の施設入所者の6%以上が、共同生活援助（グループホーム）等を利用する等により、地域生活へ移行することを目指します。
- ・令和5年度（2023年度）末の施設入所者数が令和2年度（2020年度）末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

【成果目標】

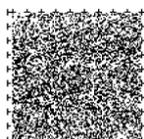
項目	数値	考え方
地域生活移行者数	22人	※全施設入所者のうち、令和5年度（2023年度）末までに、施設入所から共同生活援助（グループホーム）等を利用する等により、地域移行する予定者の数 （割合については、地域生活移行者数を平成31年度（2019年度）末時点の全入所者373人で除した値）
	6%	
削減見込	0人	※令和5年度（2023年度）末段階での削減見込数 （割合については、削減見込数を全入所者373人で除した値）
	0%	



かつどうしひょう
【活動指標】

		じっせきち 実績値 (見込み)	かつどうしひょう 活動指標			
		れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)	
せいかつかいご 生活介護	にんぶん 人分	1,370	1,395	1,420	1,445	
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	にんぶん 人分	4	4	4	4	
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	にんぶん 人分	136	140	140	140	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんぶん 人分	400	411	422	433	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型)	にんぶん 人分	149	153	157	161	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (B型)	にんぶん 人分	1,480	1,530	1,580	1,630	
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	にんぶん 人分	100	120	140	160	
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型)	りようしゃすう 利用者数	220	374	382	390	
	のべりようしゃすう 延利用者数	15,460	19,803	20,227	20,651	
たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型)	りようしゃすう 利用者数	68	71	73	75	
	のべりようしゃすう 延利用者数	2,194	2,822	2,902	2,982	
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	にんぶん 人分	772	850	925	1,000	
ちいきいこうしえん 地域移行支援	にんぶん 人分	5	9	10	11	
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にんぶん 人分	5	7	8	9	
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	にんぶん 人分	380	380	380	380	

5



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

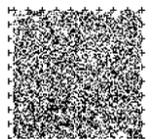
- ・令和5年度(2023年度)における精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度(2023年度)末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を目標値として設定する。
- ・令和5年度(2023年度)末までに、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点での退院率は86%以上、入院後1年時点での退院率は92%以上とすることを目標値として設定する。

【東京都の基本的な考え方】 ※東京都が令和2年(2020年)12月に案として示したもの

- ・入院中の精神障害者の地域生活への移行をさらに進める観点から、国の基本指針に即しつつ、都における実情を踏まえて成果目標を設定する。
- ・これまでの精神障害者の地域移行の実情を踏まえ、地域相談支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成、ピアサポートの育成・活用等、成果目標の達成に向けた取組が引き続き必要である。

【市の基本的な考え方】

- ・長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないものの、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助(グループホーム)等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図ります。
- ・精神障害者の地域生活を支援するための保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続して設けます。
- ・地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。



かつどうしひょう
【活動指標】

		じっせきち 実績値 みこ (見込み)	かつどうしひょう 活動指標			
		れいわ ねんど 令和2年度 ねんど (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 ねんど (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 ねんど (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 ねんど (2023年度)	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	にんぶん ねん 人分/年	19	21	23	25	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の ちいきいこうしえん 地域移行支援	にんぶん つき 人分/月	5	8	9	10	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にんぶん つき 人分/月	5	6	7	8	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	にんぶん ねん 人分/年	250	275	300	325	

5



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

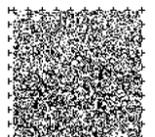
- ・令和5年度（2023年度）末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【東京都の基本的な考え方】 ※東京都が令和2年（2020年）12月に案として示したもの

- ・地域生活支援拠点等については、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ以上整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、好事例の紹介等必要な支援を検討していく必要がある。

【市の基本的な考え方】

- ・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談支援事業所や地域福祉推進拠点など地域の社会資源を活かして、障害者の日常生活を支援するために整備したネットワークを、より利用者のニーズに合わせて運用していけるよう、機能拡充を図ります。
- ・地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討をします。
- ・地域生活支援拠点事業において、地域移行支援のためのピアサポート活動を充実させます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

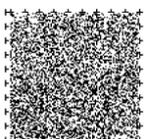
- ・令和5年度(2023年度)末までに平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援について、平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型について、平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.26倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型について、平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指す。
- ・令和5年度(2023年度)に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を令和5年度(2023年度)末には全体の7割以上とする。

【東京都の基本的な考え方】 ※東京都が令和2年(2020年)12月に案として示したものと

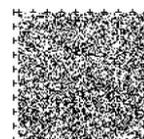
- ・成果目標は、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績を踏まえて設定する。
- ・東京都では、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者など一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進しており、一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自の成果目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定する。

【市の基本的な考え方】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されるところだが、市では障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることから、令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等による年間一般就労者数を、国の基本指針どおり平成31年度(2019年度)実績の1.27倍以上とすることを目指します。



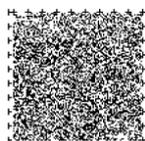
- ・平成31年度（2019年度）の一般就労への移行実績から、就労移行支援は1.30倍以上、就労継続支援A型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上とすることを目指します。
- ・令和5年度（2023年度）に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を令和5年度（2023年度）末には全体の9割以上とし、国の基本指針を上回る成果目標を設定します。
- ・市や先進的な企業等で取り組んでいる障害者の就労事例を他の企業等に周知することにより、障害者雇用への理解促進を図ります。
- ・企業や福祉施設等に障害者就労・生活支援センターのジョブコーチを派遣するなど、より多くの障害者が必要な支援を受けながら継続して就労できる環境を整備していきます。
- ・関係所管と連携し、地域の実情を踏まえた農福連携の実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求めます。



せいかもくひょう
【成果目標】

こ う 目 的	す う 数 値	かんが 考 え 方
れいわ ねんど (2023年度) における ねんかん いっぱん しゅうろう いこう しゃすう 年間一般就労移行者数	166人	へいせい ねんど (2019年度) において、 しゅうろう いこう しえん じぎょう とう 就労移行支援事業等により いっぱん しゅうろう した 者の 数 (131人) を 基準 とする
	1.27倍	
しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業について、 れいわ ねんど (2023年度) における いっばん しゅうろう 一般就労への移行実績	117人	へいせい ねんど (2019年度) におい て、 しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業により いっばん しゅうろう した 者の 数 (90人) を 基準とする。
	1.30倍	
しゅうろう けいぞく しえん がた 就労継続支援 A型について、 れいわ ねんど (2023年度) における いっばん しゅうろう 一般就労への移行実績	13人	へいせい ねんど (2019年度) におい て、 しゅうろう けいぞく しえん がた 就労継続支援 A型により いっばん しゅうろう した 者の 数 (11人) を 基準とする。
	1.26倍	
しゅうろう けいぞく しえん がた 就労継続支援 B型について、 れいわ ねんど (2023年度) における いっばん しゅうろう 一般就労への移行実績	30人	へいせい ねんど (2019年度) におい て、 しゅうろう けいぞく しえん がた 就労継続支援 B型により いっばん しゅうろう した 者の 数 (25人) を 基準とする。
	1.23倍	
しゅうろう いこう しえん じぎょう とう つう 就労移行支援事業等を通じて いっばん しゅうろう いこう した 者の れいわ 5年度 (2023年度) における 就労 ていちゃく しえん じぎょう りようしゃ わりあい 定着支援事業の利用者の割合	7割以上	れいわ ねんど (2023年度) 未段階で の割合
しゅうろう ていちゃく しえん じぎょう しょ 就労定着支援事業所のうち、 れいわ ねんど (2023年度) における しゅうろう ていちゃく りつ わりあい じぎょう しょ 就労定着率が8割以上の事業所 の割合	9割以上	れいわ ねんど (2023年度) 未段階で の割合

5



かつどうしひょう
【活動指標】

		じっせきち 実績値 (見込み)	かつどうしひょう 活動指標			
		れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)	
せいかつかいご 生活介護	にんぶん 人分	1,370	1,395	1,420	1,445	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんぶん 人分	400	411	422	433	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型)	にんぶん 人分	149	153	157	161	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (B型)	にんぶん 人分	1,480	1,530	1,580	1,630	
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	にんぶん 人分	100	120	140	160	



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

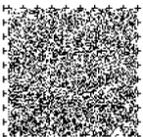
- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度（2023年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【東京都の基本的な考え方】 ※東京都が令和2年（2020年）12月に案として示したもの

- ・ 東京都は、障害児支援の提供体制の整備等をさらに進める観点から、国の基本指針に即して目標値を設定する。

【市の基本的な考え方】

- ・ 市内には児童発達支援センターがすでに2か所（平成30年〔2018年〕10月時点）設置されているため、これらを活用していきます。
- ・ 市には保育所等訪問支援事業所が2か所（令和2年〔2020年〕3月末時点）ありますが、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します。
- ・ 市内には、すでに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が



2か所、放課後等デイサービス事業所が4か所ありますが、令和5年度（2023年度）末までにさらなる拡充を目指します。

- ・市ではすでに医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しているため、引き続き医療的ケア児に対する施策を検討していきます。
- ・令和5年度（2023年度）末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターを地域生活支援拠点事業所等に配置します。

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
児童発達支援	人分	350	370	390	410	
医療型児童発達支援	人分	0	1	1	1	
放課後等デイサービス	人分	1,068	1,100	1,130	1,160	
保育所等訪問支援	人分	132	162	192	222	
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	1	1	1	
障害児相談支援	人分	24	33	35	37	



(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度（2023年度）末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

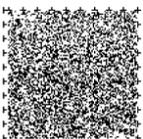
【東京都の基本的な考え方】 ※東京都が令和2年（2020年）12月に案として示したもの

- ・区市町村の体制整備に必要な相談支援専門員の見込みを把握し、指定した研修事業者とも連携して相談支援専門員の養成を着実に行うとともに、地域課題についての協議や相談支援事業者への助言・指導等を実施するなど地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を着実に養成し、区市町村の相談支援体制強化を支援する。

5

【市の基本的な考え方】

- ・地域生活支援拠点事業の機能を充実させることにより、相談支援体制の強化を図ります。
- ・相談支援事業者の連携強化やスキルアップのために、委託相談支援事業所連絡会や相談支援事業所連絡会において情報交換や勉強会を行います。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

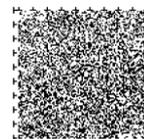
- ・令和5年度（2023年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に関する体制を構築することを基本とする。

【東京都の基本的な考え方】 ※東京都が令和2年（2020年）12月に案として示したものと

- ・東京都は、国の基本指針に即しつつ、東京都における実情を踏まえながら成果目標を設定する。

【市の基本的な考え方】

- ・障害者福祉課に新規配属された職員を中心に、東京都が主催する障害支援区分認定調査員等研修及び障害者虐待防止対策支援事業に参加します。
- ・指導監査課において、障害福祉サービス事業者等の実地検査の結果を市ホームページで公表します。
- ・障害福祉サービス事業者の人材育成のため、虐待防止研修を実施するほか、各種研修の受講を促します。



2. 障害福祉サービス等

令和5年度（2023年度）における目標値を達成できるように、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの各年度及び令和2年度（2020年度）における指定障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針や東京都の基本的な考え方を踏まえて定めます。

（1）訪問系サービス

【国の基本指針】

- ・ 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入所施設から地域への移行者及び退院可能精神障害者のうち、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を踏まえて、利用者数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

①居宅介護（ホームヘルプ）

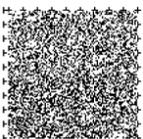
自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般の介護サービスを行います。

②重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援までを総合的にを行います。

③行動支援

外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護などを提供します。



④ 同行援護

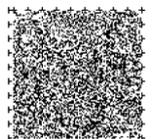
視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。都内に事業所が1か所しかなく、利用希望者が見込めませんが、その他の障害福祉サービスを組み合わせることにより同等のサービスを提供します。

【市の基本的な考え方】

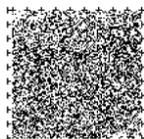
現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害者の重度化・高齢化による利用時間の伸びや新たな利用者を踏まえて利用者数等を見込みます。



じっせき
【実績】

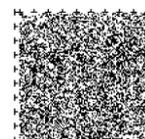
		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
きよたくかいご 居宅介護	じかんぶん 時間分	85,116	87,912	87,807
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	602	637	660
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じかんぶん 時間分	484,242	502,626	522,964
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	188	191	195
こうどうえんご 行動援護	じかんぶん 時間分	4,400	6,266	7,383
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	19	24	28
どうこうえんご 同行援護	じかんぶん 時間分	31,635	36,300	38,331
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	180	182	188
じゅうどしやうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	じかんぶん 時間分	0	0	0
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	0	0	0
ごうけい 合計	じかんぶん 時間分	605,393	633,104	656,485
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	989	1,034	1,071

5



【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	時間分	90,202	92,596	94,991
	利用者数 (人分)	678	696	714
重度訪問介護	時間分	536,373	549,783	563,192
	利用者数 (人分)	200	205	210
行動援護	時間分	8,174	8,965	9,756
	利用者数 (人分)	31	34	37
同行援護	時間分	39,962	41,593	43,224
	利用者数 (人分)	196	204	212
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0
	利用者数 (人分)	0	0	0
合計	時間分	674,711	692,937	711,163
	利用者数 (人分)	1,105	1,139	1,173



（2）日中活動系サービス

【国の基本指針】

- ・ 次の1及び2を踏まえて、利用者数及び量の見込みを定める。
 1. 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数。
 2. 入所施設から地域への移行者及び退院可能精神障害者のうち、日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数。

①生活介護

【事業内容】

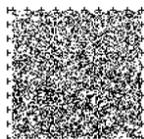
常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は、区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は、区分3以上）が対象者となります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設の利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、障害者の高齢化と重度化が進んでいることなどを踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
生活介護	人分	1,311	1,344	1,370



【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
せいかつかいご 生活介護	にんぶん 人分	1,395	1,420	1,445

② じりつくんれん きのうくんれん
自立訓練（機能訓練）

じぎょうないよう
【事業内容】

しんたいしょうがいしゃ たいしょう じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いったい きかん
身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間
ひょうじゅんきかん げつ しんたいきのうこうじょう ひつよう くんれん おこな
（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

し きほんてき かんが かつ
【市の基本的な考え方】

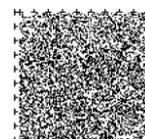
し ない じりつくんれん きのうくんれん う 受けられる施設はありませんが、しがい しせつへ
市内には自立訓練（機能訓練）を受けられる施設はありませんが、市外の施設へ
つういん しょうがいしゃ かず りようしゃすう みこ
通院している障害者の数をもとに、利用者数を見込みます。

じっせき
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) みこ (見込み)
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	にんぶん 人分	8	6	4

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	にんぶん 人分	4	4	4



③自立訓練（生活訓練）

【事業内容】

知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

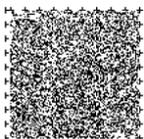
現在の福祉施設を利用している知的障害者などの利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自立訓練(生活訓練)	人分	125	136	136

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立訓練(生活訓練)	人分	140	140	140



④ 就労移行支援

【事業内容】

一般就労等に向けて、一定期間（標準期間24か月）、事業所における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

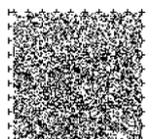
現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、市が障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることを踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労移行支援	人分	378	392	400

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労移行支援	人分	411	422	433



⑤ 就労継続支援

【事業内容】

通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【市の基本的な考え方】

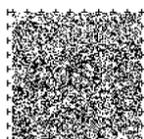
現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新規開設等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労継続支援 (A型)	人分	130	149	149
就労継続支援 (B型)	人分	1,376	1,480	1,480

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労継続支援 (A型)	人分	153	157	161
就労継続支援 (B型)	人分	1,530	1,580	1,630



⑥ 就労定着支援

【事業内容】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【市の基本的な考え方】

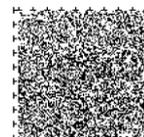
平成30年度（2018年度）に創設されたサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち一定数が本サービスを利用することを見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労定着支援	人分	38	92	100

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労定着支援	人分	120	140	160



⑦ 療養介護

【事業内容】

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。

【市の基本的な考え方】

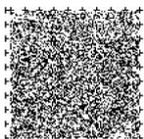
現在の利用実績に、医療型障害児入所施設における18歳以上の入所者を含めて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
療養介護	人分	43	42	43

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
療養介護	人分	43	43	43



⑧短期入所

【事業内容】

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【市の基本的な考え方】

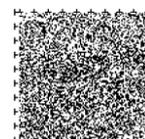
現時点の利用者数を基礎として、障害者の重度化や家族の高齢化等による利用者数の伸びや、新たな利用者等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人分)	338	365	220
	のべ利用者数 (人分)	18,566	19,326	15,460
短期入所 (医療型)	利用者数 (人分)	62	69	68
	のべ利用者数 (人分)	2,003	2,742	2,194

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人分)	374	382	390
	のべ利用者数 (人分)	19,803	20,227	20,651
短期入所 (医療型)	利用者数 (人分)	71	73	75
	のべ利用者数 (人分)	2,822	2,902	2,982



(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

【事業内容】

ひとり暮らしをするには不安のある知的障害者、身体障害者又は精神障害者に
 対し、グループホームで日常生活上の相談や援助、入浴や排せつ、食事の介護など
 を行います。

【市の基本的な考え方】

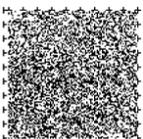
現時点のグループホームの利用者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行
 が進むことや、市が共同生活援助（グループホーム）の整備の促進を今後の主要な
 取組と捉えていることなどを踏まえて、利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	691	772	772

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	850	925	1,000



② 施設入所支援

【事業内容】

介護が必要な人や通所が困難な障害者で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

【市の基本的な考え方】

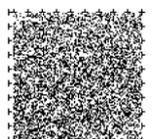
令和5年度（2023年度）末までに、平成31年度（2019年度）末時点の施設入所者の9%以上が、グループホーム等の地域生活へ移行するとともに、令和5年度（2023年度）末の施設入所者数が令和2年度（2020年度）末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
施設入所支援	人分	381	373	380

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設入所支援	人分	380	380	380



③ 自立生活援助

【事業内容】

福祉施設やグループホームなどからひとり暮らしへの移行を希望する人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など適切な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度（2018年度）に創設されたサービスであるため、ひとり暮らしへの移行希望者のうち一定数が本サービスを利用すると見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

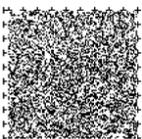
5

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自立生活援助	人分	9	16	19

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	人分	22	24	26



(4) 相談支援

① 計画相談支援

【事業内容】

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障害者や、居宅・通所サービスを受けようとする障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

【市の基本的な考え方】

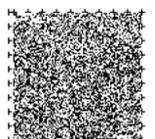
障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者等を踏まえ、原則として全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
計画相談支援	人分/月	161	182	209

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	人分/月	220	230	240



② 地域移行支援

【事業内容】

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について一定の期間（標準期間6か月）、必要な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

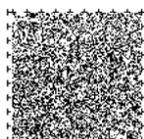
福祉施設の入所者及び精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を踏まえて、利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域移行支援	人分/月	6	7	5

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域移行支援	人分/月	9	10	11



③ ちいきていちゃくしえん 地域定着支援

【事業内容】

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について一定の期間（標準期間6か月）支援を行います。

【市の基本的な考え方】

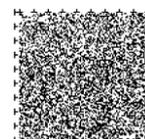
地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域定着支援	人分/月	1	4	5

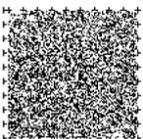
【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域定着支援	人分/月	7	8	9



(5) 障害福祉サービスのサービス量確保のための方策

- ①訪問系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携等を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。
- ②日中活動系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、利用者のニーズ等の把握に努め、日中活動事業を促進するなど体制の充実を図ります。
- ③居住系サービスについては、障害者の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の整備の促進を図ります。特に重度・重複障害者が利用できるグループホームについては、さらなる整備の促進を目指します。



3. 地域生活支援事業

国は、障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業として、相談支援、意思疎通支援など各種の事業を実施します。なお、地域生活支援事業は市町村が必ず取り組むべき必須事業と、市町村がそれぞれの特性や利用者の状況に合わせて取り組む任意事業に分けられています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

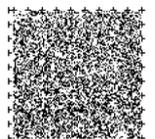
【市の基本的な考え方】

市では障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害理解の推進に取り組んできましたが、今後も障害理解のための周知イベントの開催や広報、市ホームページ、ガイドブック等を活用した啓発活動を継続的に行っていきます。

② 自発的活動支援事業

【事業内容】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。



【市の基本的な考え方】

障害者等に対するボランティアの養成や活動の支援、障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援等を通じて、障害者等の日常生活を支援していきます。

③相談支援事業

【事業内容】

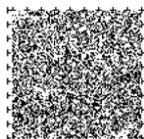
障害者等からの相談に応じ、相談支援専門員の活用を図りつつ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者差別や虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

【市の基本的な考え方】

市域が広い八王子市において、交通の利便性の高い身近な場所で相談支援を受けられるように、相談支援事業を行う事業所を5か所設置しています。また、現在のところ障害者福祉課を相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援の充実を図ります。

また、賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、円滑な入居のための支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を継続していきます。



じっせき
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
そうだんし えんじぎょうしょ 相談支援事業所 相談件数	のべけんすう けん 延件数 (件)	34,852	37,590	32,000

りょう みこ
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
そうだんし えんじぎょうしょ 相談支援事業所 相談件数	のべけんすう けん 延件数 (件)	34,000	36,000	38,000



④ 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を利用することが必要である障害者が、補助を受けなければ制度の利用が困難な場合、申立てに要する費用及び後見人等の報酬等を助成します。

【市の基本的な考え方】

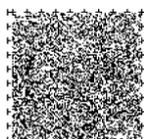
成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、成年後見制度の適切な活用と、パンフレット等による周知を図っていきます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
申立て件数	のべ延件数 (件)	7	1	15

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
申立て件数	のべ延件数 (件)	15	15	15



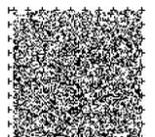
⑤意思疎通支援事業

【事業内容】

視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通が困難な障害者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳協力者及び要約筆記協力者、盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣を行うことで、意思疎通の円滑化に取り組みます。

【市の基本的な考え方】

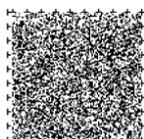
手話通訳協力者、要約筆記協力者及び盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者の養成と登録者数・派遣件数の増加を図り、情報保障の充実を図ります。



じっせき
【実績】

		へいせい 30 ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい 31 ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ 2 ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
養成事業	しよきゆう しゅうりようしゃすう にん 初級 修了者数 (人)	83	78	※
	ちゅうきゆう しゅうりようしゃすう にん 中級 修了者数 (人)	63	57	※
	しゅわつうやくしゃようせいにゆうもん 手話通訳者養成入門 しゅうりようしゃすう にん 修了者数 (人)	46	29	※
	しゅわつうやくしゃようせい 手話通訳者養成 しゅうりようしゃすう にん 修了者数 (人)	7	9	※
	ようやくひつきしゃようせいしゅうりようしゃすう にん 要約筆記者養成修了者数 (人) (2ヶ年講習会のため隔年)	-	10	※
	もう っうやくしゃ かいじよしゃようせい 盲ろう通訳者・介助者養成 しゅうりようしゃすう にん 修了者数 (人)	3	5	※
	しつごしょうしゃむけい しそつうしえんしゃようせい 失語症者向け意思疎通支援者養成 ひつしゅうきそ しゅうりようしゃすう にん 必修基礎 修了者数 (人)		4	※
派遣事業	しゅわつうやく ようやくひつききょうりよくしゃ 手話通訳・要約筆記協力者 のべはけんけんすう けん 延派遣件数 (件)	1,763	1,668	1,440
	しゅわつうやくきょうりよくしゃ 手話通訳協力者 とうろくしゃすう にん 登録者数 (人)	35	35	40
	ようやくひつききょうりよくしゃ 要約筆記協力者 とうろくしゃすう にん 登録者数 (人)	18	17	19
	もう しゃむ っうやく かいじよしゃ 盲ろう者向け通訳・介助者 とうろくしゃすう にん 登録者数 (人)	12	15	12

※は、しんがた かんせんしょう えいきょう ちゅうし
新型新型コロナウイルス感染症の影響により中止



【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
養成事業	初級 修了者数 (人)	80	80	80
	中級 修了者数 (人)	60	60	60
	手話通訳者養成入門 修了者数 (人)	20	20	20
	手話通訳者養成 修了者数 (人)	5	5	5
	要約筆記者養成修了者数 (人) (2ヶ年講習会のため隔年)	-	10	-
	盲ろう通訳者・介助者養成 修了者数 (人)	5	5	5
	失語症者向け 意思疎通	4	4	4
	支援者養成	4	4	4
	必修基礎 修了者数 (人)	4	4	4
	応用※ 修了者数 (人)	4	4	4
派遣事業	手話通訳・要約筆記者協力者 延派遣件数 (件)	1,740	1,790	1,840
	手話通訳協力者 登録者数 (人)	40	41	42
	要約筆記者協力者 登録者数 (人)	19	20	21
	盲ろう者向け通訳・介助者 登録者数 (人)	12	13	14

※は、令和3年度(2021年度)開始



にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう
⑥ 日常生活用具給付事業

じぎょうないよう
【事業内容】

じゅうどしょうがいしゃ たい しょうがい しゅるい ていど おう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
重度障害者に対し、障害の種類、程度に応じた日常生活用具を給付します。

し きほんてき かんが かつ
【市の基本的な考え方】

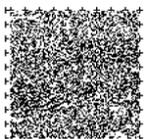
にちじょうせいかつようぐ ひつよう しょうがいしゃどう たい てきせつ きゅうふ おこな にちじょうせいかつ
日常生活用具を必要とする障害者等に対して適切な給付を行い、日常生活の
べんぎ はか しょうがいしゃ じゅうどか こうれいか けんすう ぞうか みこ
便宜を図ります。障害者の重度化・高齢化により、件数の増加を見込みます。

じっせき
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付	きゅうふけんすう 給付件数 (件)	13,448	12,436	13,700
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具		64	55	60
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具		102	88	100
ざいたくりようようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具		123	92	130
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具		254	300	300
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具		12,889	11,891	13,100
しょうきぼじゅうたくかいしゅうひ 小規模住宅改修費		16	10	10

りょう みこ
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付	きゅうふけんすう 給付件数 (件)	13,921	14,142	14,363
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具		60	60	60
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具		110	120	130
ざいたくりようようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具		130	130	130
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具		310	320	330
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具		13,300	13,500	13,700
しょうきぼじゅうたくかいしゅうひ 小規模住宅改修費		11	12	13



⑦ 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障害者等（同行援護に該当する視覚障害者を除く）の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

【市の基本的な考え方】

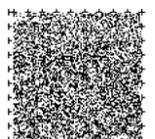
地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、利用者数等の増加を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
移動支援	利用者数 (人分)	762	771	780
	延利用時間数 (時間分)	87,738	86,668	86,500

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援	利用者数 (人分)	789	798	807
	延利用時間数 (時間分)	87,400	88,300	89,200



⑧地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

【市の基本的な考え方】

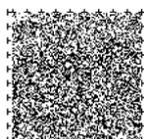
個々の障害者に合った創作的活動や生産活動の機会や、社会との交流の場を提供しており、今後も相談件数や利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	相談件数 (件)	2,850	2,603	2,800
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	延利用者数 (人分)	4,272	4,212	4,212

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	相談件数 (件)	2,900	3,000	3,100
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	延利用者数 (人分)	4,350	4,450	4,550



(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

【事業内容】

家族の介助だけでは入浴することのできない在宅の重度障害者（児）に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

【市の基本的な考え方】

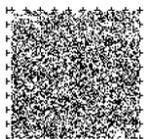
障害の重度化や家族の高齢化などにより、利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
訪問入浴サービス	延利用者数 (人分)	2,987	3,041	2,866

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス	延利用者数 (人分)	3,200	3,300	3,400



②自動車運転教習費・自動車改造費助成事業

【事業内容】

心身障害者本人が免許を取得するために要した費用の一部及び身体障害者本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

【市の基本的な考え方】

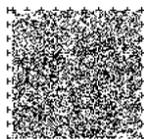
出前講座や特別支援学校での説明会等で引き続き制度の周知を図ります。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自動車運転教習費	助成件数 (件)	4	6	8
自動車改造費助成	助成件数 (件)	11	6	6

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自動車運転教習費	助成件数 (件)	7	7	7
自動車改造費助成	助成件数 (件)	11	11	11



③点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、「広報はちおうじ」や「市議会だより（ひびき）」など市が提供する各種の情報について、点字化や音声化を進めます。

なお、令和2年（2020年）7月からは多言語対応アプリ「カタログポケット」を導入し、電子版「広報はちおうじ」を9か国語に翻訳できるようになりました。（テキストをタップすると、文字が拡大表示されるポップアップ機能があります。）

【市の基本的な考え方】

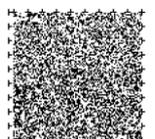
市が提供する情報について、点字化や音声化を進めるとともに、音声コードや音声読み上げソフト等の周知を図ります。加えて、市のホームページにおける音声ファイルの提供を推進するなど、視覚障害者の情報入手の幅を広げます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
点字広報等発行	部数 (部)	1,087	1,052	1,050
声の広報等発行	部数 (部)	2,142	2,073	2,100

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
点字広報等発行	部数 (部)	1,200	1,210	1,220
声の広報等発行	部数 (部)	2,200	2,250	2,300



④ 障害者日中一時支援事業

【事業内容】

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合や、介護者が一時的な休息を必要とする場合に、障害者を一時的に施設で預かり、必要な保護を行う日帰りショートステイを実施します。

【市の基本的な考え方】

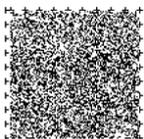
障害者の家族の高齢化により居宅介護が一時的に困難になることや、介護者の休息が必要となる場面が増えることを見据え、利用増を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
障害者日中一時支援	のべりようしゃすう 延利用者数 (人分)	1,814	1,621	1,296

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者日中一時支援	のべりようしゃすう 延利用者数 (人分)	1,750	1,760	1,770



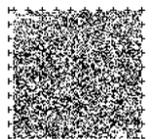
(3) 地域生活支援事業見込量確保のための方策

① サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。

② 関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。

③ 事業者や利用者ニーズの把握に努め、多様な事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備を図ります。

④ 地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制確保のため、障害者地域自立支援協議会と協議しながら、サービス内容の充実と支援体制の整備を図っていきます。また、障害者に対する人権の擁護や虐待防止に向けた啓発活動についても、障害者地域自立支援協議会において検討していきます。



4. 障害児支援

国の基本指針では、障害児及びその家族を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児支援の整備に関しても障害児福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。本計画では、障害児支援に関するサービス量の見込みを設定し、その充実に努めていきます。

(1) 障害児支援のサービス

① 児童発達支援

【事業内容】

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【市の基本的な考え方】

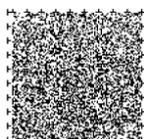
近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
児童発達支援	利用者数 (人分)	317	350	350

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	利用者数 (人分)	370	390	410



いりょうがたじどうはったつしえん
②医療型児童発達支援

じぎょうないよう
【事業内容】

しょうがいじ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう しゅうだんせいかつ てきおうくんれんどう
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほ
ちりょう おこな
か、治療を行います。

し きほんてき かんが かつ
【市の基本的な考え方】

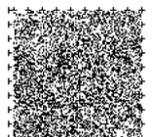
きんねん じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりょうてき じ りょういく かん たか
近年、重症心身障害児や医療的ケア児の療育に関するニーズが高まっています
が、市内に事業者がなく、新規利用者がいないため、1名程度の利用を見込みます。
しな い じぎょうしゃ しんきりようしゃ めいていど りょう みこ

じっせき
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	りようしゃすう 利用者数 (人分)	0	0	0

りょう みこ
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	りようしゃすう 利用者数 (人分)	1	1	1



③放課後等デイサービス

【事業内容】

就学している障害児に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会等を提供します。

【市の基本的な考え方】

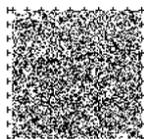
近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
放課後等 デイサービス	利用者数 (人分)	1,031	1,068	1,068

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後等 デイサービス	利用者数 (人分)	1,100	1,130	1,160



④ 保育所等訪問支援

【事業内容】

保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

近年、サービスの周知が広がったことにより利用者数が急増しており、今後も利用者数の増加を見込みます。

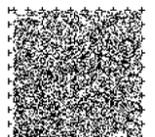
なお、本サービスとは異なる事業ですが、市では保育所等を訪問して障害児への適切な支援を行う巡回発達相談を実施しています。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
保育所等訪問支援	利用者数 (人分)	5	18	132

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等訪問支援	利用者数 (人分)	162	192	222



⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

重症心身障害児など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【市の基本的な考え方】

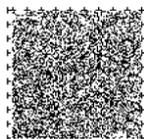
平成30年度（2018年度）に創設されたサービスであるが、市内に事業所がなく、利用者がいないため、1名程度の利用を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	0	0	0

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	1	1	1



⑥ 障害児相談支援

【事業内容】

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【市の基本的な考え方】

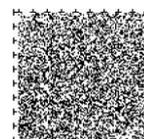
セルフプランを利用する者が多いが、障害児通所支援を利用する障害児の増加を勘案し、サービス量を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
障害児相談支援	人分/月	28	27	24

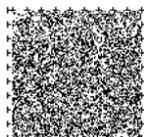
【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児相談支援	人分/月	33	35	37



(2) サービス量確保のための方策

- ① 障害児の家族等に対してサービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。
- ② 関係機関との情報共有により、的確にニーズを把握し、サービス提供体制の整備を推進します。
- ③ 障害の早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図りつつ、適切な療育につなげていきます。



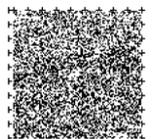
5. 施設の整備目標

本市における各種障害者施設の定員について、平成30年度～令和2年度（2018年度～2020年度）の実績や令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）の利用者数の見込みを踏まえ、令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）の整備目標を設定します。

なお、共同生活援助（グループホーム）及び短期入所については、特に整備する必要があるので、単独で目標値を設定し、通所施設については生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設を統合する形で目標を設定します。

【施設の整備実績と目標】

施設種別	平成30年度 (2018年度) (実績)	平成31年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)	令和3年度 (2021年度) (目標)	令和4年度 (2022年度) (目標)	令和5年度 (2023年度) (目標)
共同生活援助 (定員数・人)	973	1,065	1,102	1,157	1,212	1,267
短期入所 (定員数・人)	78	80	86	90	94	98
通所施設 (定員数・人)	3,425	3,601	3,844	3,899	3,954	4,009



4

計画の達成状況の点検及び評価

(1) 点検及び評価の体制

計画の内容を具現化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理などを含む評価体制として、学識経験者、障害者団体の代表、障害当事者、市民、関係行政機関の職員等で構成する障害者地域自立支援協議会と協議しながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握等を行っていきます。

また、計画を推進していくために、関係部署における推進体制の整備を進めます。

5

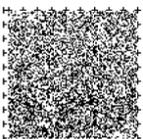
(2) 点検及び評価の方法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

国の基本指針を踏まえ、計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- ・成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



- ・各年度における評価の際には、障害者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

「障害福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ」

国の基本指針

- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方を提示する。



計画 (Plan)

- ・国の基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定や見込量確保のための方策等を定める。



5

改善 (Act)

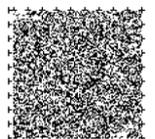
- ・中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、計画の見直し等を実施する。

実行 (Do)

- ・計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

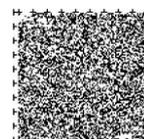
評価 (Check)

- ・成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う。
- ・中間評価の際には、障害者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。



し りょう へん
資 料 編

資料編
しりょうへん



あ 行

いりようてき
医療的ケア児

じんこうこきゅうき や たんの 吸引、胃ろうによる 栄養の 注 入 などの 生活支援が 日常的に 必要な 子どもの ことです。

きょういく
インクルーシブ教育

にんげん の 多様性の 尊重 等の 強化、障害者が 精神的及び 身体的な 能力等を 可能な 最大限まで 発達させ、自由な 社会に 効果的に 参加することを 可能とする 目的の下、 障害のある者と 障害のない者が 共に 学ぶ 教育の ことです。

おも
思いやり 駐車スペース

しょうがいしゃようちゆうしゃ とは 別に 設置した、利用者自身の 判断と 一般利用者の 思いやりにより 成り立つ 駐車スペースです。

しょうがいしゃ の方、妊娠中の方、乳児を 連れている方、ケガを されている方、高齢の方 など、長い 距離を 移動することが 困難な方が 優先的に 利用できます。

か 行

ガイドヘルパー

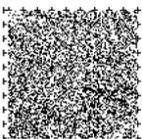
しょうがいのある人が 外出するときに、つきそって サポートする 資格を持った 支援者の ことです。同行 援護（視覚障害者 対象）、移動 支援（知的障害者、精神障害者 対象）などの サービスを 提供します。

がっこう
学校サポーター

がっきゅうたん にん しどう ささ とくべつ しえん ひつよう じどう せいと がっきゅう しえん を することを 目的とした 八王子市 独自の 有償 ボランティアです。

かてかて

しな いしょうがいしゃしゅうろうしせつ きょうどうじゅちゅうまどぐち めいしょう
市内 障害者 就労施設への 共同 受注 窓口の 名称です。



官公需

国、都、市町村などの公共機関が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注などをしたりすることをいいます。

本市では、「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等への物品やサービスの優先的な発注を行っています。

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、障害者の自宅などを訪問して、入浴・排せつ・食事などの身体介助や、調理・洗濯・掃除などの家事援助、生活などに関する相談・助言などの支援を行うサービスです。

緊急一時保護

介助している人が病気のと看や用事があるとき、または休養を必要としているときに、障害のある人を指定された家庭で一時的に保護します。

グループホーム

就労したり、通所施設などに通っている障害者が、地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設です。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉など、障害者が必要とするさまざまなサービスを、その人の状態や希望に合わせて効率的に提供できるように支援を行うことです。

権利擁護事業

自分の意思を十分伝えることが難しい障害者にかわって、援助者などが代理となつて、その人が権利を主張したり、必要としていることを伝えるための支援を行うことです。



固定学級（特別支援学級〔知的障害・固定制〕）

特別支援学級の固定学級は知的障害学級です。知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があって日常生活で一部の援助が必要な程度で、食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない児童・生徒が対象です。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、福祉などの支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや本人を取り巻く人間関係などの環境を重視しながら、地域のさまざまな取組やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけるなどの援助を行う専門職員のことです。

さ行

社会的入院

症状が安定し、社会生活に復帰することができるのに、家族の事情や地域の受け皿がないなどの社会的な理由のために、入院し続けなければならない状態のことです。

重症心身障害児（者）

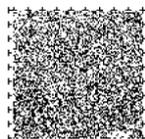
重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある人を重症心身障害児（者）といいます。

就労移行支援事業

一般就労を希望する障害者が、一定の期間（原則として2年間）、就労のための知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。職場実習や職場探し、就職後のフォローアップなどの支援も行います。

就労継続支援事業（A型・B型）

一般企業などで働くことの難しい障害者が、働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型があります。



障害者就労・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るための就労支援や、就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うための施設です。就労を希望する障害者に対して、仕事を探すための相談から、就労後のフォローアップまでさまざまな支援を行います。

障害者用住宅

障害者が安心して暮らせるように、段差の解消などのバリアフリー設計や、安否確認などの設備を整えた専用住宅のことで。

情報機器

障害者への情報提供を図るために必要な機器類です。
公共の場へ設置することにより視覚障害者や聴覚障害者が活用できる音声案内装置や電光掲示板、日常生活に必要な機器として、光や音で知らせる屋内信号装置、活字文字読み上げ装置や文字情報受信装置のほか、ファクシミリ、パソコンによる情報・通信支援用具、会話補助装置などがあります。

ショートステイ（短期入所）

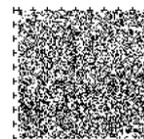
⇒ 短期入所をご覧ください。

ジョブコーチ

障害者が就労する際に、一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者です。障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行います。

生活介護

常時介護を必要とする障害者が日中通って、介護や支援を受けながら生産活動や創作的活動を行う事業です。



成年後見制度

障害などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

た 行

大学コンソーシアム八王子

個別に取り組みと手間や費用がかかる事業を共同で行うため地域特性を活かし、大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、近隣の大学などが集まった組織で、加盟する学校間での単位互換や、学生と市民との交流などの事業を行っています。

短期入所（ショートステイ）

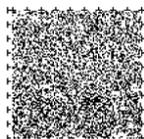
居宅において介護を行う人が、病気や用事などの理由により介護できないときに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排泄、食事等の支援を行うサービスです。

共生社会

分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の事です。

地域福祉権利擁護事業

認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害などにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送ることができるよう支援する制度（社会福祉法）です。



中核市

地方自治法に定められた、政令で指定する人口30万人以上の都市のことで、福祉、環境、まちづくり、教育などさまざまな分野で一般の市町村よりも幅広い事務を行います。独自の基準を定めることで、より一層市政に地域の特性を活かすことができます。八王子市は、平成27年4月に都内では初の中核市に移行しました。

重複障害者

複数の障害を併せ有している人のことです。例えば、肢体不自由と知的障害を併せ有する人のことです。

通級指導学級（特別支援学級〔きこえとことばの教室・通信制〕）

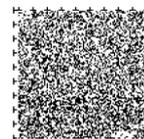
本市の難聴及び言語障害学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」という名称です。例えば、補聴器の使用によっても話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒や、吃音（つかえる話し方）や発音の誤りなどがある児童を対象としています。

通所施設

障害者が日中通って、自立生活や就労のための訓練をしたり、生産活動、創作的活動などを行う施設です。

特別支援学級

小中学校等に設置される学級で、知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、言語障害、情緒障害のある児童・生徒、または病弱児（身体虚弱児を含む）に対して、障害の種別ごとの少人数教育で、一人ひとりの学習上・生活上の困難に応じた教育を行います。固定学級と通級指導学級があります。



とくべつしえんがっこう ちてきしょうがい したいふじゆう しかくしょうがい ちょうかくしょうがい びょうじゃく 特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）

しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ したいふじゆうしゃ また びょうじゃくしゃ しんたいきよ
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚
じゃくしゃ かく たい ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう じゆん きょういく
弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を
ほどこ しょうがい がくしゅうじょうまた せいかつじょう こんなん こくかく じりつ はか
施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために
ひつよう ちしきぎのう さず もくてき がっこう
必要な知識技能を授けることを目的とした学校のことです。

とくべつしえんきょういく 特別支援教育

へいせい 19 ねん がつ に じゅうらい とくしゆきょういく てんかん あたら きょういくせいど しょうがい
平成19年4月に、従来の特殊教育から転換された新しい教育制度です。障害
のある 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 の 自 立 や 社 会 参 加 に 向 け た 取 組 を 支 援 す る と い う 視 点 に 立 ち 、
幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 一 人 一 人 の 教 育 的 ニーズ を 把 握 し 、 そ の 持 て る 力 を 高 め 、 生 活 や
幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 一 人 一 人 の 教 育 的 ニーズ を 把 握 し 、 そ の 持 て る 力 を 高 め 、 生 活 や
がくしゅうじょう こんなん かいぜんまた こくかく てきせつ しどうおよ ひつよう しえん おこな
学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

とくべつしえんきょうしつ 特別支援教室

つうじょう がっきゅう ざいせき とくべつ しえん ひつよう じどう はったつしょうがい
通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童のうち、発達障害
（じへいしやう しやう ちゅういけつかんたどうしやう がくしゅうしょうがいとう じどう せいと ざいせきがつきゅう
自閉症スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等）の児童・生徒が在籍学級
における 授 業 の 一 部 を 抜 け て 、 校 内 に 設 置 さ れ た 専 用 の 教 室 で 指 導 を 受 け る こ と が
じゆぎょう いちが め こうない せつち せんよう きょうしつ しどう う
できるものです。

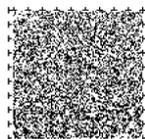
とくれいこがいしゃ 特例子会社

じぎょうぬし しょうがいしゃ こよう はいりよ こがいしゃ とくれいこがいしゃ せつりつ たすう しょうがいしゃ
事業主が障害者の雇用に配慮した子会社（特例子会社）を設立して、多数の障害者
を雇用した場合、その子会社を親会社の一事業所とみなして、法定雇用率を算出でき
る 制 度 で す 。

な 行

なんびょう 難病

げんいんふめい ちりょうほうほう かくりつ まんせいが こういしやう のこ おお びょうき
原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化して後遺症が残ることも多い病
の 総 称 で す 。 介 助 の た め の 家 族 の 負 担 や 、 精 神 的 ・ 経 済 的 な 負 担 が 大 き く 、 生 活 に 大
き な 支 障 を も た ら し ま す 。 平 成 2 5 年 4 月 に 施 行 さ れ た 障 害 者 総 合 支 援 法 で は 、
ししょう しょうがいしゃ せいしんてき けいざいてき ふたん おお せいかつ おお
難病等が新たに「障害者」の範囲に加えられました。



日常生活用具

身体障害者が日常生活を送るときに、障害による負担を軽減するために使う用具です。

脳性麻痺

胎生期から新生児期にかけて、脳が外傷・酸素欠乏などにより損傷されたことが原因で、四肢が麻痺し、運動障害が起こる疾病です。

農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

は行

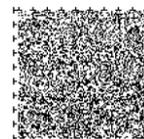
資料編

はちおうじっ子マイファイル

お子さんの成長を感じたり、関わり方を考えたりする資料として、保護者やお子さん本人が成長の記録を保存し、関係機関が情報を共有し、成長を切れ目なくサポートしていくためのファイルです。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害など、比較的低年齢で発症する脳機能障害です。言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うことがあります。特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障害（LD）や、注意力欠如・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障害（ADHD）など、障害のある特性やその程度は非常にさまざまです。



バリアフリー

障害者の日常生活や社会参加を困難にしている全ての障壁（バリア）を取り除くことです。道路・施設・交通機関などの障壁を取り除く「物理的バリアフリー」、資格取得などの社会的制限を取り除く「社会的バリアフリー」、心の障壁を取り除く「心理的バリアフリー」、情報面での障壁を取り除く「情報バリアフリー」などがあります。平成18年（2006年）12月にバリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、交通バリアフリーと建築物などのバリアフリーを一体的に進めることが定められました。

副籍制度

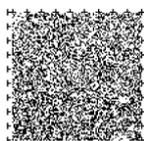
「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」のことで

ピアカウンセリング

障害者が自らの体験に基づいて、他の障害者の相談に応じ、相談者と同じ立場から問題解決のための支援を行うことです。

法定雇用率

国や地方自治体、民間企業等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合（法定雇用率）にあたる障害者を雇用しなければならないとされています。平成30年（2018年）4月からは同法の改正により法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害が追加されました。重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人として、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）の重度身体障害者、重度知的障害者は1人、精神障害者は1人を0.5人としてカウントします。また、令和3年（2021年）3月から障害者雇用納付金制度の適用対象が常用雇用労働者43.5人以上の事業主まで拡大されます。



◆ 法定雇用率

くに ちほうじちたい 国・地方自治体		みんかんきぎょうとう 民間企業等	
くに ちほうじちたい 国・地方自治体	とどうふけんとう 都道府県等の きょういくいいんかい 教育委員会	いっばん みんかんきぎょう 一般の民間企業	とくしゅほうじんとう 特殊法人等
2.6%	2.5%	2.3%	2.6%

補装具

身体障害のために失われた身体機能を補うための用具です。車いすや、義手、義足、杖、補聴器などがあります。

ボランティア・コーディネーター

ボランティアをしたい人とボランティアを受けたい人をつないだり、ボランティア活動の現場でさまざまな支援を行う人のことです。

ま 行

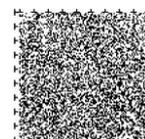
盲ろう者

視覚と聴覚の障害を併せ持つ人のことであり、情報入手・コミュニケーション・移動など、さまざまな面で困難を抱えています。盲ろうになるまでの経緯や障害の状況・程度によって、指点字や触手話などさまざまなコミュニケーション手段が必要になります。

や 行

要約筆記

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳です。ノートやホワイトボード、OHPやOHCを使い手書きまたはパソコンを使用するなどスクリーンに映し、大勢で情報を得る方法(全体投影)と1～2人の隣りで手書きまたはパソコンで通訳する方法(ノートテイク)があります。ノートテイクは病院や面接、学校などで有効な方法です。



ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のことで、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事を体験します。

機能回復訓練 (リハビリテーション)

障害や、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的な能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のことです。

リフトバス

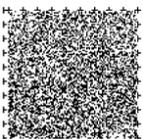
身体障害のある人が、車いすのままでも乗降できるように昇降機を備えたバスです。

療育

障害児が医療的な配慮のもとで育成されることです。

レスパイト (一時的休息)

家族など、長時間介助に携わっている介助者を一時的に介助から解放し、休養などの時間を確保することです。介助者自身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保するだけでなく、介助者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としています。



◆ 障害者差別解消法のポイント

平成28年4月1日、障害を理由とする差別等の権利侵害行為（差別的取扱い）を禁止するとともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）も差別と位置づけ、これを防止することを定めた「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。

(1) 目的（第一条）

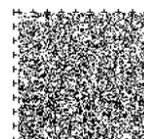
この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

(2) 国及び地方公共団体の責務（第三条）

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、これを実施しなければならないこととされています。

(3) 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の義務（第七条、第八条）

行政機関や事業者は、その事務または事業を行うにあたり、障害を理由として不当な差別的取扱いをしてはならないこととされています。また、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされています（事業者は努力義務）。



◆ 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

平成23年12月15日
条例第24号

私たちのまち八王子は、全ての人が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、誰もが地域社会で共に支え合い、安心して暮らせるまちを目指し、障害のある人に対する福祉の向上のため、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、依然として障害のある人は、障害に対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受け、配慮不足により日常生活の様々な場面で不自由を感じている状況にある。

このような中、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して暮らせるまちの実現のため、市、市民、事業者など全ての者が連携し、障害のある人の生活を困難にしてきた心の壁、社会参加を困難にする物理的環境、社会的制度、情報の不足など、社会的障壁を取り除き、障害のある人に対するいかなる差別もなくす取組が私たちに求められている。

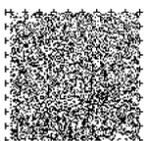
このため、私たちは、障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。



- (1) 障害者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含む。）難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 差別 障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。

（基本理念）

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

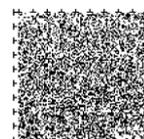
（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の差別をなくすための施策を実施するときは、障害者の性別、年齢及び障害の状態に十分配慮するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害者に対する差別をなくすための施策に協力するよう努めなければならない。



(差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(合理的な配慮)

第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。

(2) 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。

(3) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。

(4) 不動産の取引を行うとき。

(5) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

(6) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

(7) 教育を行うとき。

(8) 保育を行うとき。

(9) 療育を行うとき。

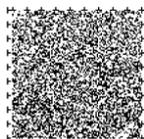
(10) その他社会的障壁となつて、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(市民等の理解の促進)

第8条 市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。



3 市は、障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員並びに指定管理者

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせることができるものとして市長が指定する法人その他の団体をいう。)及び市外郭団体(市が出資又は出えんする団体で、市長が別に定めるものをいう。)が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、前条第1項の必要かつ合理的な配慮を行うため、従業員が障害及び障害者についての理解を深めるための研修を行うよう努めるものとする。

(移動手段の確保)

第9条 市は、障害者の社会参加を推進するため、障害者が必要とする移動の手段が確保できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(情報伝達)

第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段(字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等)を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

(医療及びリハビリテーション)

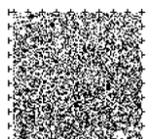
第11条 市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。

(教育)

第12条 市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保育)

第13条 市は、障害者である乳幼児及び児童が、その特性を踏まえた保育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



療育

第14条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

関係法令等との調和

第15条 市は、障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の推進に当たっては、障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)その他の関係法令との調和を図らなければならない。

差別に関する相談、助言等

第16条 障害者及びその関係者は、障害者本人に係る差別に該当すると思われる事案(以下「対象事案」という。)について、市に相談することができる。

2 市は、対象事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

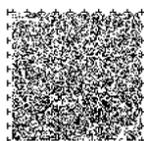
- (1) 相談に応じ、関係者への事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 相談に応じ、関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (3) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

相談員

第17条 市は、相談支援事業者(市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。)に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

助言及びあっせんの申立て

第18条 障害者は、対象事案があるときは、市長に対し、対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。



- 2 障害者の保護者又は関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、することができない。
- 3 前2項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって、行政庁の行う処分^{しよぶん}の取消し、撤廃又は変更を求めるとき。
 - (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為^{こうゐ}にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
 - (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

（事実の調査）

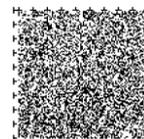
第19条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言又はあっせん）

- 第20条 市長は、第18条第1項又は第2項の申立てがあったときは、調整委員会（第23条第1項に規定する調整委員会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。
- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該対象事案に係る障害者及び関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると判断した場合には、差別をしたと認められる者に対し、助言又はあっせんを行う。

（勧告）

第21条 市長は、前条第3項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんを受け入れないときは、差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。



こうひょう
(公表)

だい じょう しちょう ぜんじょう きてい かんこく う しぎょうしゃ せいとう りゆう とうがい
第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該
かんこく したが かね こうひょう
勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 しちょう ぜんこう きてい こうひょう しきそく さだ
市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、市規則で定めるところによ
り、当該勧告を受けた事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

ちようせいいいんかい
(調整委員会)

だい じょう しょうがいしゃ たい さべつ とりくみ こうかてき えんかつ おこな
第23条 障害者に対する差別をなくすための取組を効果的かつ円滑に行うた
め、市長の附属機関として、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会
い か ちようせいいいんかい お
(以下「調整委員会」という。)を置く。

2 ちようせいいいんかい つぎ かが しむ
調整委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) たいしょうじあん かが もうした ちようさしんぎ かん
対象事案に係る申立てについての調査審議に関すること。

(2) しょうがいしゃさべつかいしょうほうだい じょうだい こうおよ だい こう きてい しむ かん
障害者差別解消法第18条第1項及び第3項に規定する事務に関すること。

(3) さべつ おも じあん かが きょうぎおよ とうがいじあん かが じじつ ちようさ
差別と思われる事案に係る協議及び当該事案に係る事実についての調査に
かん
関すること。

3 ちようせいいいんかい いいん にんない そしき
調整委員会は、委員20人以内をもって組織する。

4 ちようせいいいんかい いいん しょうがいしゃさべつかいしょうほうだい じょうだい こうかくごう さだ ものおよ
調整委員会の委員は、障害者差別解消法第17条第2項各号に定める者及
しょうがいしゃ けんり しようご かん すぐ しきけん ゆう もの しちょう いしよく
び障害者の権利の擁護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 ちようせいいいんかい いいん にんき ねん さいにん さまた いいん か
調整委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠け
ばあい ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ ぜんにんきかん
た場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

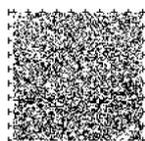
6 ちようせいいいんかい いいん しょくむじょうし え ひみつ も しょく
調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を
しりぞ あと どうよう
退いた後も、同様とする。

7 だい じょうこうだん きてい だい こうだい ごう ちようさ じゆんよう
第19条後段の規定は、第2項第3号の調査について準用する。

8 ぜんかくこう さだ ちようせいいいんかい うんえい ひつよう じこう べつ さだ
前各項に定めるもののほか、調整委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

いにん
(委任)

だい じょう このじょうれい さだ だいのじょうれい しこう ひつよう じこう
第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項
は、市長が定める。



附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を
勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要
な措置を講ずるものとする。

附 則（平成25年2月28日条例第3号）

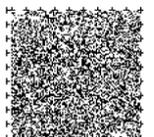
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第27号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日条例第29号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



しりょう 資料4

◆ はちおうじししゃかいふくししんぎかいじょうれい 八王子市社会福祉審議会条例

へいせい ねん がつ にち
平成26年9月24日
じょうれいだい ごう
条例第30号

せっち (設置)

だい じょう しやかいふくし かか しさく かん じこう ちょうさしんぎ ちほうじちほう
第1条 社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法
しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう だい こう きてい もと しちよう ふぞく
(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属
きかん はちおうじししゃかいふくししんぎかい い か しんぎかい お
機関として、八王子市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

しよしやうじこう (所掌事項)

だい じょう しんぎかい しちよう しもん おう じ づぎ かか しやかいふくし かか しさく かん
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する
じこう ちょうさしんぎ どうしん
事項について調査審議し、答申する。

(1) しやかいふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい しやかいふくし
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する社会福祉に
かん じこう どうほうだい じょうだい こう きてい じどうふくし かん じこう ふく
関する事項(同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)

(2) こ ども こそだ しえんほう へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こうかくごう
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に
かか じこう
掲げる事項

(3) しゅうがくまえ こ どもに かん する きやういふく ほういこう そうごうてき ていきやう すいしん かん
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう だい じょうだい こうおよ だい
法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22
じょうだい こう かん じこう
条第2項に関する事項

(4) かいごほけんほう へいせい ねんほうりつだい ごう もと かいごほけんじぎやう えんかつ
介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業の円滑な
うんえい かん じこう
運営に関する事項

(5) ぜんかくごう かか しやかいふくし しちよう ひつやう みと じこう
前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

そしき (組織)

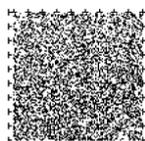
だい じょう しんぎかい いいん づぎ かか もの しちよう いしよく
第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) しやかいふくしじぎやう じゅうじ もの
社会福祉事業に従事する者

(2) がくしきけいけんしゃ
学識経験者

(3) しぎかいぎいん
市議会議員

(4) ぜん ごう かか しちよう ひつやう みと もの
前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者



- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 審議会の会長は、委員の互選により定める。
- 3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 審議会の副会長は、審議会の会長が指名する。
- 5 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

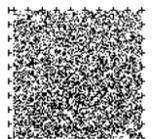
第5条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第3条第3項の規定により臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 地域福祉専門分科会
- (2) 民生委員審査専門分科会
- (3) 高齢者福祉専門分科会
- (4) 障害者福祉専門分科会
- (5) 児童福祉専門分科会



- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会は、審議会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 専門分科会の会長に事故があるとき、又は専門分科会の会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条第3項の規定は専門分科会の会長の職務について、前条の規定は専門分科会の会議について、それぞれ準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

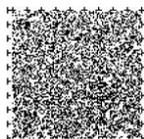
(部会)

第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 障害程度審査部会 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 自立支援医療機関審査部会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項
- (3) 指定医審査部会 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定に関する事項

2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- 3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。



6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 審議会、専門分科会及び部会の会長及び副会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

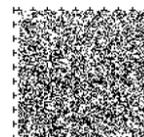
1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(八王子市子ども・子育て支援審議会条例の廃止)

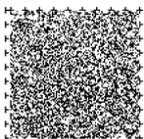
2 八王子市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年八王子市条例第33号）は、廃止する。

(八王子市介護保険条例の一部改正)

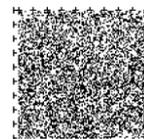
3 八王子市介護保険条例（平成12年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。



かいせいご 改正後	かいせいまえ 改正前
<p>もくじ 目次</p> <p>だい しょう だい しょう りやく 第1章～第4章 (略)</p> <p>だい しょう さくじよ 第5章 削除</p> <p>だい しょう だい しょう りやく 第6章～第8章 (略)</p> <p>だい しょう さくじよ 第5章 削除</p> <p>だい じょう だい じょう さくじよ 第17条・第18条 削除</p>	<p>もくじ 目次</p> <p>だい しょう だい しょう りやく 第1章～第4章 (略)</p> <p>だい しょう うんえいきょうぎかい だい じょう だい 第5章 運営協議会(第17条・第18 じょう 条)</p> <p>だい しょう だい しょう りやく 第6章～第8章 (略)</p> <p>だい しょう うんえいきょうぎかい 第5章 運営協議会</p> <p>うんえいきょうぎかい (運営協議会)</p> <p>だい じょう かいごほけんじぎょう えんかつ うんえい はか 第17条 介護保険事業の円滑な運営を図るた め、市長の附属機関として八王子市介護保険 しちょう ふぞくきかん はちおうじしかいごほけん うんえいきょうぎかい いか きょうぎかい お 運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 きょうぎかい しちょう しもん おう つぎ かか 2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる じゅうようじこう しんぎ とうしん 重要事項について審議し、答申する。 かいごほけんじぎょう てきせい こうへい うんえい (1) 介護保険事業の適正かつ公平な運営 かん に関すること。 ほけんきゅうふ かん (2) 保険給付に関すること。 かいごほけん ほかん きゅうふ かん (3) 介護保険を補完する給付に関するこ と。</p> <p>きょうぎかい かいごほけんじぎょう うんえい かん 3 協議会は、介護保険事業の運営に関する じゅうようじこう しちょう いけん の 重要事項について市長に意見を述べるこ ができる。</p> <p>そしき (組織)</p> <p>だい じょう きょうぎかい いいん にんいない そしき 第18条 協議会は、委員13人以内をもって組織 する。</p> <p>きょうぎかい いいん ひほけんしゃ こうれいしゃだんたい 2 協議会の委員は、被保険者、高齢者団体の だいひょうしゃ ふくしかんけいしゃ ほけんいりょうかんけいしゃ 代表者、福祉関係者、保健医療関係者、 かいご ていきょう じぎょうしゃ かいご 介護サービスを提供する事業者、介護 ほけんりょうがく ふたん じぎょうぬしおよ がくしきけいけん 保険料額を負担する事業主及び学識経験 ゆう もの しちょう いしよく を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>きょうぎかい いいん にんき ねん さいにん さまた 3 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨 げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠 いいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>ぜん こう さだ きょうぎかい そしき 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織 およ うんえい しきそく さだ 及び運営については、市規則で定める。</p>



区分	氏名	所属等	
がくしきけいけんしゃ 学識経験者	ひの かずお 白野 一男	じっせんじょしだいがく たんきだいがくが めいよきょうじゅ 実践女子大学・短期大学部 名誉教授	
支 援 機 関	そうだんしえんきかん 相談支援機関	つかだ よしあき 塚田 芳昭	そうだんしえん 相談支援センター サポート 南多摩
	じどうはつたつしえん 児童発達支援センター	のだ くみこ 野田 久美子	すぎな あいいくえんえんちよう すぎな愛育園園長
	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	はっちょう まりこ 八町 真理子	ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターあくせす
	しゅうろうしえんきかん 就労支援機関	どい ゆきひと 土居 幸仁	はちおうじ 八王子ワークセンター
	しょうがいじしえんきかん 障害児支援機関	ひらおが すみこ 平岡 寿美子	わかこま 若駒ライフサポート
	にゅうしよしせつ 入所施設	さとう じゅんいち 佐藤 淳一	はちおうじふくしえん 八王子福祉園
障 害 当 事 者	しんたい 身体	すぎうら みつぐ 杉浦 貢	しょうがいしゃだんたいれんらくきょうぎかい 障害者団体連絡協議会
	しんたい 身体	みやかわ じゅん 宮川 純	はちおうじしかくしょうがいしゃふくしきょうかい 八王子視覚障害者福祉協会
	しんたい 身体	これえだ しゅうせい 是枝 修正	はちおうじしちようかくしょうがいしゃきょうかい 八王子市聴覚障害者協会
	ちてき 知的	すが みほこ 須賀 美穂子	
	せいしん 精神	いんなみ けいすけ 印南 圭裕	たまくさ かい 多摩草むらの会
	なんびよう 難病	つねかわ れいこ 恒川 礼子	なんびよう 難病ネットワーク
とくべつしえんがっこう 特別支援学校	いのうえ みほ 井上 美保	はちおうじにしとくべつしえんがっこう こうちよう 八王子西特別支援学校 校長	



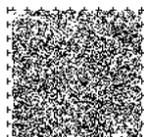
く ぶん 区 分	し めい 氏 名	しょ ぞく とう 所 属 等
ちいきだんたい ちょうかい じちかい 地域団体（町会・自治会）	こいけ しげる 小池 茂	はちおうじしちょうかいじちかいれんごうかい 八王子市町会自治会連合会
さんぎょう けいざいだんたい 産業・経済団体	むらかみ な ゆり 村上 奈由理	はちおうじしょうこうかいぎしょ 八王子商工会議所
しゃかいふくしかんけいだんたいとう 社会福祉関係団体等	さど ひろし 佐戸 博	はちおうじしみんせいいいんじどういいんきょうぎかい 八王子市民生委員児童委員協議会
	よしもと ゆき 吉本 由紀	はちおうじししゃかいふくしきょうぎかい 八王子市社会福祉協議会
ほけんいりょう 保健医療	ふくしま ちひろ 福島 千尋	はちおうじしほけんじょ ほけんたいさくかちょう 八王子市保健所 保健対策課長
じどうふくし 児童福祉	さわだ しょういち 澤田 正一	はちおうじし 子どものしあわせ 課長 八王子市 子どものしあわせ
しみんだいひょう しみんこうほいいん 市民代表（市民公募委員）	うすい けいお 碓井 恵夫	こうほしみんいいん 公募市民委員
	やました ゆうこ 山下 優子	こうほしみんいいん 公募市民委員



かい 回	にち 日 じ 時	かい 会 じょう 場	ない 内 よう 容
だい 第1回 かい	れいわ ねん 令和2年 がつ にち 5月22日	しよめんかいさい 書面開催	<p>①計画策定部会委員委嘱状・指名書交付</p> <p>②部会長、職務代理の選出</p> <p>③障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要について</p> <p>④障害者アンケート調査について</p> <p>⑤地域課題と主要な取組案について (障害者地域自立支援協議会より)</p> <p>⑥第1章「計画策定の背景及び目的」について</p>
だい 第2回 かい	がつ にち 6月22日	しよめんかいさい 書面開催	<p>①第1章「計画策定にあたって」について</p> <p>②第2章「障害者を取り巻く現状」について</p> <p>③第3章「基本目標・基本方針」について</p> <p>④障害者アンケート調査について</p>
だい 第3回 かい	がつ にち 7月29日	しよめんかいさい 書面開催	<p>①第2章について</p> <p>②第4章（主要な取組）について</p> <p>③医療的ケア児に関するアンケート調査について</p>
だい 第4回 かい	がつ にち 8月27日	はちおうじ 八王子 ろうせいいかん 労政会館	<p>①現行計画のモニタリングについて</p> <p>②第4章（主要な取組）について</p> <p>③第4章 障害者計画について</p>
だい 第5回 かい	がつ にち 9月28日	しやくしよ 市役所 801・802 かいぎしつ 会議室	<p>①第4章（主要な取組）について</p> <p>②第4章 障害者計画について</p>
だい 第6回 かい	がつ にち 10月30日	おおよこほけん 大横保健 ふくし 福祉センター だい 第3・4・5 かいぎしつ 会議室	<p>①第4章 障害者計画について</p> <p>①第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画について</p>



かい 回	にち 日	じ 時	かい 会	じょう 場	ない 内	よう 容							
だい 第7回	が 11月	に 30日	お 大	ほ 横	けん 保健	だい 第5章	しょう 障害	しょう 福祉	かい 計画	しょう 障害	かい 福祉	かい 計画	について
パブリックコメント(令和2年〔2020〕12月15日～令和3年(2021)1月15日)													
だい 第8回	れ 令和3年	わ 1月	ね 29日	し 書	めん 面	かい 開催	だい 第1回	パブリックコメントの	け 結果	ほう 報告	こ 等	につ いて	



はちおうじししょうがいしゃけいかく だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
八王子市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

はちおうじしふくしぶしょうがいしゃふくしか
八王子市福祉部障害者福祉課

〒192-8501 とうきょうとはちおうじしもとほんごうちょうさんちやうめ ばん ごう
東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL : 042-620-7245 (ちやくつう 直通) FAX : 042-623-2444

E-mail : b440600@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、
あるけるまち。  **八王子**

